

衆議院

大蔵委員会

議録第一一號

平成六年十月二十五日(火曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 宮地 正介君

理事 石原 伸晃君

理事 堀之内久男君

理事 今井 宏君

理事 村井 仁君

理事 大島 理森君

理事 熊代 昭彦君

理事 福田 康夫君

理事 上田 清司君

理事 太田 誠一君

理事 栗本慎一郎君

理事 竹内 謙君

理事 中田 宏君

理事 西岡 武夫君

理事 星野 行男君

理事 中村 正男君

理事 日野 市朗君

理事 佐々木陸海君

出席國務大臣

大蔵大臣 武村 正義君

出席政府委員

大蔵政務次官 萩山 教範君

大蔵省主計局次長 武藤 敏郎君

大蔵省主税局長 小川 是君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

大蔵省国際金融局長 加藤 隆俊君

国税庁課税部長 堀田 隆夫君

委員外の出席者

総務庁人事局高齡対策課長 竹林 義久君

外務省アジア局長 中村 滋君

北東アジア課長

大蔵委員会調査室長

中川 浩扶君

委員の異動

十月二十五日

大矢 卓史君

補欠選任

石田 美栄君

同日

石田 美栄君

補欠選任

大矢 卓史君

本日

の会議に付した案件

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百二十九回国会閣法第四号)

○宮地委員長

これより会議を開きます。

第二百二十九回国会、内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○武村國務大臣

ただいま議題となりました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国におきましては、二十一世紀を活力ある高齢社会とするため、雇用、年金のあり方を人生八十年時代にふさわしいものに見直していく必要がございます。このため、政府は、厚生年金保険につきまして、制度全般にわたり所要の見直しを

行うことを内容とする法律案を別途提出をしておりますが、国家公務員等共済組合法の年金につきましても、公務員制度の一環としての役割等に配慮しつつ、公的年金制度の一元化を展望し、基本的に厚生年金保険の見直しと同様の措置を講ずる必要があります。本法律案を提出をした次第であります。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、六十歳代前半の国家公務員の退職共済年金につきましては、その年金の額を報酬比例部分相当額とし、平成十三年から二十五年にかけ、現行の仕組みから段階的に切りかえることにいたしております。なお、職域部分の取り扱いにつきましては、公務員の身分上の制約や職務の能率的運営の必要性等に配慮し、従来どおり、公務員から退職すれば支給することとしております。

第二に、厚生年金保険と同様の改正事項として、標準報酬の再評価を賃金の上昇率に依拠した方式に改めることとするほか、加給年金の対象となる子等の年齢要件の改善、退職共済年金と遺族共済年金の併給調整の改善を行うとともに、新たに期末手当等を対象として、特別掛金を徴収することとしております。

第三に、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合に対しましては、年金給付の見直し等の自助努力を前提として、他の公的年金制度から被用者年金制度間調整事業による財政支援が行われておりますが、このたび平成七年度以降の両共済組合の財政事情等を勘案し、自助努力の一環として、標準報酬の再評価の取り扱いにつき所要の特別措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

なお、今回の改正に伴い、雇用と年金の連携を

図るとの観点から、国の行政機関におきましても、民間における高齢者雇用施策を視野に入れ、行財政改革の要請に十分配慮しつつ、定年後の公務員の雇用問題に取り組むことといたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○宮地委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○宮地委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永井哲男君。

○永井(哲)委員

私は、自由民主党、新党さきがけの御了解を得て、与党三党を代表して質問させていただきます。日本社会党・護憲民主連合の永井哲男でございます。なお、この質問の作成に当たっては三党間でいろいろと協議させていただきましたことも、あわせてつけ加えたいと思います。

図るとの観点から、国の行政機関におきましても、民間における高齢者雇用施策を視野に入れ、行財政改革の要請に十分配慮しつつ、定年後の公務員の雇用問題に取り組むことといたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○宮地委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○宮地委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永井哲男君。

○永井(哲)委員

私は、自由民主党、新党さきがけの御了解を得て、与党三党を代表して質問させていただきます。日本社会党・護憲民主連合の永井哲男でございます。なお、この質問の作成に当たっては三党間でいろいろと協議させていただきましたことも、あわせてつけ加えたいと思います。

時間がありませんので、早速質問に移させていただきますが、今後、我が国では急速に高齢化が進んでいくことが予想されます。年金制度も来るべき高齢化社会にふさわしいものでなければならぬと思っておりますが、このたびの国家公務員共済年金制度の改正について、その基本的な考え方を大蔵大臣にお伺いいたします。

○武村國務大臣

今般の共済年金制度の改正は、二十一世紀の活力ある高齢化社会に向けて雇用、年金のシステムを人生八十年時代に対応したものに再構築をしていくため、公的年金制度の一元化を展望しながら、六十歳代前半の年金の見直し等について、厚生年金との整合性を図りつつ所要の改正をさせていただきたいと考えているものでございます。

具体的には、厚生年金と同様に、一つは、六十

歳代前半の年金は現行の報酬比例部分を別個の給付として支給するというものであります。もう一つは、現役世代と年金受給世代の均衡を図ってまいりますために、標準報酬の再評価について、現役世代の税、社会保険料を除いた手取り賃金の動向に応じた方式に改めたいと考えます。この二つの内容を中心にいたしていると考えています。

なお、雇用と年金の連携を図るとの観点から、今後、公務部門におきましても、民間における高齢者雇用との均衡や行財政改革の要請に十分配慮をしながら、六十歳代前半の公務員の雇用問題にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○永井(哲)委員 共済年金制度は、公的年金としての位置づけのほかに、公務員制度の一環としての重要な役割を担っている、そう思いますが、このような共済年金制度の特殊性というものについて本改正でどのように配慮しているか、その点についてお聞きいたします。

○武蔵府委員 共済年金制度は、公的年金としての位置づけのほかに、公務員制度の一環といたしまして、退職後の所得保障を行うことによりまして、在職中に厳正な勤務規律のもとで職務に精励させるとともに、人材の確保や適切な退職管理を可能にするといったような役割を担っているわけでございます。

このために、退職者に支給いたします共済年金につきましては、報酬比例の年金としての厚生年金相当部分に加えて、いわゆる職域部分がプラスアルファの給付として設計されているところでございます。

今回の改正に際しまして、こうした職域部分の性格にかんがみまして、六十歳代前半の別個の給付におきましても、報酬比例部分にあわせまして職域部分も支給するというようにしております。共済年金制度の特殊性に配慮されているところでございます。

○永井(哲)委員 特に高齢者雇用の取り組みについてであります。民間では、高齢者が雇用を継続している、そういう社会システムとしての取り組みというものをこれからやろうとしているところでございますが、特に公務部門において、高齢者雇用、六十歳代前半のこういった雇用問題にどのように取り組もうとしているのか、政府の基本的な方針、検討状況、そして今後の検討のスケジュールといったものについてお聞きいたします。

○竹林説明員 お答えいたします。公務部門におきまして高齢者雇用に関しましては、去る三月二十五日の閣議におきまして、民間における高齢者雇用施策を視野に入れ、雇用と年金との連携及び行財政改革の要請に十分配慮しつつ、公務員の六十歳代前半における雇用に積極的に取り組むとの基本方針を閣議決定したところであります。

この閣議決定に基づき、公務部門におきまして高齢者雇用の推進方策について具体的な検討を進めるために、公務員に関する制度等を所管いたします行政機関の局長クラスを構成員といたします公務部門における高齢者雇用問題検討委員会を去る六月二日設置し、検討を開始したところでございます。

公務部門におきまして高齢者雇用は、共済年金制度との連携を図りつつ、所要の準備期間を経て段階的に進めていくことと考えておりまして、共済年金の給付の弾力化スケジュールにおかれないうちに実施する必要があると考えております。

今後、これを念頭に置きまして、公務部門におきまして高齢者雇用問題検討委員会におきまして、引き続きさらに具体的な検討を進めてまいりたいと考えています。

○永井(哲)委員 今後の高齢化社会に向けて、公的年金制度全体の安定性、そして整合性、そういうものと調和した発展というものを図っていく必要がある、そういうふうにも思います。そのためには公的年金制度の全体の一元化を、ぜひとも、し

かも早期に実現しなければならぬ、そういうふうにも思います。国の共済としてこういうような一元化に対してどのように対応していくおつもりか、お聞きいたします。

○武蔵府委員 本格的にいたします高齢化社会に向けてまして、公的年金制度全体の安定と整合性のある発展を図っていくためには、制度の一元化を進めていくことが重要という御指摘はまさにそのとおりでございます。本年二月に設置されました公的年金制度の一元化に関する懇談会などの場で現在精力的に検討していただいております。制度間の合意形成を図るべきものと考えております。

そこで、国共済としてどのように対応するかというお尋ねでございます。

まず第一点といたしましては、産業構造の変化、行政改革、地方分権といった要請にこたえることにより、特定の職域の現役加入者数が減少して個人の年金負担増をもたらすということが考えられるわけですが、これは、いわば制度の分立に伴う不合理ということでございまして、こうした運営の不安定化を回避する必要があるということでございます。

第二点といたしましては、共済年金制度は、公務員制度の一環としての役割を担っているということは先ほど申し上げたとおりでございます。この点にも留意する必要があると考えております。

こういう観点を踏まえながら、今後一元化の議論に適切に対応してまいりたい、かように考えております。

○永井(哲)委員 一元化に向けて、適切にしかも重ねて要請をしておきます。

その一元化とも関連しますが、特に鉄道の共済年金の関係であります。これは本法でも、平成六年度の標準報酬の再評価というものについては平成十一年十月までその実施を繰り延べる、そういうふうになされております。鉄道共済は非常に財政

的に厳しい。そういう中で、制度間の調整として、鉄道共済側の自助努力というものも当然に必要だというふうに思います。

ところで、既に前回の再評価の実施については約五年近く繰り延べられているというように、また、内部的な努力としてスライド部分も累積一〇％になるまでこれは停止するというような措置をとっております。また、いわゆる三階部分、職域部分については設計をしていないというように制度を運用し、保険料率についても一九％以上という、ほかの料率より高い料率で一定の自助努力というふうな自助努力をしているというふうな面や給付と負担の公平化というふうな観点から見ましても、公的年金一元化の際には、その公平化に向けてぜひ前向きに検討しなければならぬ、そういうふうにも思うのであります。その点どのようにお考えでしょうか。

○武蔵府委員 鉄道共済年金につきましては、制度間調整事業による他制度からの財政支援を得てようやく年金の支払いを行っているという状況にございますが、拠出側の制度の御理解を得るために、ただいま御指摘のありましたとおり、保険料率の引き上げであるとか、平成元年分の標準報酬の再評価の繰り延べを含みます自助努力等を行っているわけでございまして、これを前提として平成六年度末までの鉄道共済年金対策スキームが合意されているわけでございます。

そこで、平成七年度以降の再評価の取り扱いでございますけれども、引き続き拠出側の制度の理解を得る必要があると考えられます。各公的年金制度の代表者から成ります公的年金制度の一元化に関する懇談会というものがございまして、その御了解をいただきました上で、平成六年分の再評価の実施を、法律上次の財政再計算期まで繰り延べるということにさせていただいているわけでございます。

そこで、今後の自助努力を含みます鉄道共済年金対策全体につきましては、この懇談会の中でま

この人事院の意見の申し出を踏まえまして、共済制度における短期給付の中で措置する場合の具体的な仕組み及びその問題点等につきまして、現在鋭意検討しているところでございます。

既に、財政としましては、數次にわたる公共投資を含めた經濟政策、追加補正措置をとつてまいりましたし、今年度からはかつてない大規模な減税政策を推進いたしております。これも新政權としては、原則的にはこしを入れて向こう三年間繼續をしていく方針でございます。また、公定歩合につきましては、御承知のように、史上最低という、一・七五％という低い水準でこの不況に対応いただいているところでございます。

特に、不良債権という言葉まで今お使いになりませんでしたが、バブル時の金融機関の融資の結果として、金融機関にはかなりの土地に対する不良債権の問題が残っております。これにつきましては、一昨年八月に金融行政の当面の運営方針を発表いたしておるところでございます。この方針に沿いながら、共同債権買取機構の設立や、引き当て制度の運用改善や、あるいは自己競落会社の導入など、多くの施策を具体化してきたところでございます。金融機関におきましては、

債権になってしまった。これは資産から見ると不良債権ですが、消費者あるいは債務者の側から見ると、例えば過剰に融資され、担保価値の方は実際の価値の、借りた金額の二分の一、三分の一度のもの、つまり過剰貸し出しあるいは無理な貸し出しといったことが多々頻発しておりまして、これは枚挙にいとまのないような状態なんですから、これを脱出しなければ、しよせん金融システムの整備は、金利の自由化だけ行われてきていますけれども、ないんだ。

規制緩和ということが言われている折でございますが、大蔵省銀行局におかれては、こうしたいわば錯綜した、あるいは一般的な言葉で恐縮ですが、不当と思われるような貸し付けあるいはその後の処理について、どのように今後、現下の問題として処理されていくのかということについて伺いを申し上げたいわけでございます。

これは一つの例を申し上げますが、決してこの事件についてお聞きしたいということではなくて、こういうようなことについて今後、一般的にあるのだからどういふふうに御対処されるのかというところで申し上げますけれども、そういうわけでございますから特段に固有名詞は要らないかと思ひますけれども、名古屋のMさんと申しまじょうか、普通の第三者がいらっしゃる。土地、建物などを普通に持つていらっしゃる、普通より多いのですけれども。大体現下の認識ではやと九億、バブルのときでもその二倍はいかないのではないだろうか、十三、四億というふうなところに、三回にわたって、いわゆるノンバンクを通じて二十五億三千万円の貸し付けが、それを抵当にして、担保に行われているわけでございます。

ここで、これは本人が不注意なものでありますけれども、実はさらにもう一つ第三者がいて、団体なんです、これが、それを借りるんだ、けれども担保がないんだ、だからおまえ出してくれ、こういう格好で、それを承知の上で、そのノンバンクではなくて大手の市中銀行、名古屋でございすから、これは別に隠すこともございせんが、例えば東海銀行、例えばではなく東海銀行が、直ちに根抵当権の一部譲渡を当日に、融資のあった当日ですから、これは全体の状況を知らないとは申し上げられないわけですが、その事件が不当に貸し付けたと特に決めつける気はございせんが、例えばそれが過剰な貸し付けであり、その融資された先の、現下債務者になっております人間の返済能力とかそういったことをおおよそ要当に、常識的に検討したのではないのではないだろ

うかというふうなことが行われて、しかもそれが二年、三年にわたって返済をしていた。本人ではないのです。名前は本人の名前を使っている。これはすぐに、本人が返済しなかったということとは証明できます。名前は使っている。簡単に言えば、ほかのところから振り込む。私が武村先生の名前を使って振り込んで、武村先生の借金というふうになつてしまっているのは先生の借金ではなくて私の借金なんだ。振り込んだ、ところが払えなくなつた、そうすれば、法律的に当然その方になりますよ。それで今、いわば焦げついているといううかトラブっている、こういうことがあるわけなんです。

こうした例は、これは一般論でございますが、私の調べる限り、この、つまり人の名前を借りてお金を借りた団体に関してもさらに数件ございまして、この団体がどういふことか、この件がどういふことか、このことではございせんが、こういうふうなことに、これが例えば共同買取機構で最終的に根抵当で、都市銀行でありますから、我々のお金、国民のお金が結果的に使われるというふうなことが現実起きてしまっているではないか。こういうふうなことに、一般的な方向性で結構でございますが、規制緩和の折でも大蔵省は厳しく規制をし、不良、不良と言つけれども、質的に不良なものにしましては手当てをしない、金額的に不良なものにしましてはどうかというふうな方針であるべきではないだろうかと思ひます。ございしますが、この点にしまして、事務局で結構でございますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○西村政府委員 お答え申し上げます。いわゆるバブルの時期におきまして、金融機関が、内部管理体制の整備が不十分なままに、安易に業務の拡大と収益の追求に走る傾向が見られたという点につきましては、ただいま先生からも御指摘がございましたが、当局といたしまして、まことに残念であつたと考えておるところでございます。

そういう意味からいって、遺憾な事例が幾つかあるかもしれませんが、私どもとしては厳正に対処をしていきたいと思つておるところでございます。ですが、このようなバブルの時期の経験を踏まえまして、当局といたしましては、金融機関に対して、内部管理体制の総点検や公共性、社会性の確保を強く要請するとともに、金融システムの安定と資金の円滑な供給のために総力を挙げて取り組むことを要請したところでございます。今後とも、金融システムに対する国民の信頼が損なわれることのないよう、当局としても最大限の努力を払う所存でございます。

ただいま御指摘のような事例に関しては、私どもといたしましては、民間の個別の取引でございますが、一般論として申し上げます、金融機関の融資につきましては、金融機関のみならずが自主的な経営判断に基づいて決定することが基本であり、融資先の事業内容、返済財源、業況、財務内容等を総合的に判断して決定されるものと承知しております。当然その中で、資金の使途についても事前に確認することは一般的でございますが、実際に資金が何に使用されたかということとはなかなか確認するのには限界があるものと考えております。

しかし、いづれにいたしましても、金融機関にはその業務の公共性にかんがみまして、社会的責任を自覚した業務運営が求められているところでございまして、第一義的には、金融機関みずからが業務の健全かつ適切な運営のための努力をすべきものと考えておりますが、当局といたしまして、融資に当たっては社会的批判を受けることのないよう、慎重な審査等について指導してまいりたいと考えております。

○栗本委員 よくわかりました。そのお答えのとおりだろうと思ひますけれども、バブルのときには、この件にしましては、この件がどういふことかというところをございせんが、使途、貸付金ということでは一般の主婦の方が十億、二十億にも及ぶお金を借りている。これは

もう普通に考えてもおかしい、とてもまともに調べたとは思えないということであるわけですが。結局のところ、こうしたことはいわゆる示談。その本人はもう返せない、その土地、建物を買ったままに残っている、自殺でもしない限りは、これはどうにかしなければいけない。そうしたら、恐らく通常、示談の方向というふうなことはよくあるのですけれども、ここでもまた問題がわからなくなつてしまふのです。借りたもので返さなければいけないものは返せ、焦げついたものは焦げついてそれを処理しろ、こういう格好でいけばいいんだけれども、よく市中銀行等でも示談という方向が出される。これは私はおかしいと思ひますね。もしまた現実にはそういうことがあるのならば、どういふときはどういふことがあるのならば、どういふ必要があるが大蔵省としてもあるんじゃないだろうか。

民間のことだからというふうなそれは当然おっしゃられるけれども、一人の主婦が貸付金だなどという格好で二カ月、三カ月なりで二十数億、さらに私の調べたところでは、この件ではほぼその二倍に当たるもう二十数億が借りられて第三者の団体に渡っているわけですよ。恐らくそれは、銀行はほとんど間違いなく、証拠に基づけば立ち会っている、少なくとも認知していたというふうなこちら側も認知せざるを得ない。

こういったようなことに関してはどういふ一般的な方向で、民間のことだからタッチしないとおっしゃるのなら全部規制を外してしまえばいいんですが、指導を外してしまえばいいんですが、それでもないとは、要するにバブルから立ち直っていく日本経済の事例の問題として、どういふ方向で示談というふうなものがあり得るのか、それについて一言お考えを伺いたいと思ひます。○西村政府委員 銀行の個々の取引につきましては、金融機関の自主的な経営判断によって行われているわけでございますが、その点について行政が注文をつけるということではできるだけ差し控えたいと思ひますけれども、いろいろと個々

のケースについて見ましても、銀行の公共性という点から申しまして残念なケースも必ずしもないわけではございません。そういう点につきまして、銀行が社会的に果たしております役割ということにかんがみまして、行政当局としても十分注意を払ってまいりたいと考えております。

○栗本委員 この件に関してはこれで最後にしたいと思っておりますが、余りにも一般的な答えで話にならぬ。

もちろん、銀行といえども民間の企業でございますから、民間性はもちろんある。しかし、今局長がおっしゃられたように社会性のある問題なんだ。失礼ながら、花を小売しているのとは違う。こういったことに関して、明らかにこれは社会的常識を逸脱している、経済的行爲の原則を逸脱しているということがあった場合にはどうされるのかということについてだけ、一言お伺いしたいと思っております。

○西村政府委員 もちろん、個々のケースでございまして、銀行の社会的役割、公共性という点から遺憾な点がございまして、私どもとしては十分そういう点について注意をまいりたいと考えております。

○栗本委員 では、この件に関しましては、当局及び大臣に、これから現下の状況を切り抜けて、資産デフレを脱し、さらに設備投資も活発に行われ、経済の底上げがなされるためには、この直前にありましてバブルの精神的、物的負債というのを積極的に我々も含めて取り除いていかなければいけない、そのための御努力を特段にお願いをしたいと要望して、終わりたいと思っております。

続きまして、これも大蔵の基本問題の一つでありますけれども、今国会では税の問題に関しましては特別の機関が設けられましたが、これは直前に来ております消費税の問題を中心としておりますので、税のあり方一般に関しては相変わらず私どもの関心の範囲内だと思っておりますが、今、年金の問題が出されている。これは法律の改正ですね。これは非常に細かいものであります

で、ということとは、逆に言えば、こうした税についても年金に関しても、細かい条文の、もう何%が何とかなんとかいうところも含めて法を変えて、改正をして進んでいかなければならない。これは、法治国家であり、罪刑法定主義というのはこれは刑事の方でございまして、こうした問題に關しても法定主義がとられているのは当然のことであるというふうに思います。

税、例えば所得税、法人税につきましても当然そういうことがあるのは当たり前でございますが、こうした点に関して、私は、現実にはかなり適用のフレンジーさといえますか、そういったことがかなりあるように思われてならないわけなんです。ございまして、これは、逆に言えば、年金法でこれだけ細かく決めるように、所得税、法人税に關しましては、かなり細かく決めていくべきだ。そうした現在の国家のあり方であれば、そうならざるを得ないというふうな思ふのでございまして、その点に關しまして、現下、実際それがうまくいっているかどうかというふうな御認識も含めて、大臣から一言御認識を伺いたい。税と法の關係でございまして。

○武村国務大臣 刑法には、おっしゃるような罪刑法定主義という厳しい原則が貫かれています。思いますが、租税につきましても、御承知のように税が政治の始まりであったという認識もありませんし、租税法定主義といえますか、いやしくも国民の皆様に一定の税負担をお願いいたします。国民には、国民の代表によってきちっと法律によってそのことを決めなければいけないという原則が常識として働いていると思っております。

今、税制改革特別委員会が今回の税制改革をめぐって真剣な議論をいただいているところでございまして、こうした改革に限らず、おっしゃるとおり税制全般について、まさに国民代表であるこの国会の場で条文の一つ一つ厳しくチェックをいただいて、より国民の皆さんの納得のいたかく税制を目指して努力をしていかなければいけないというふうな思っている次第でございまして。

○栗本委員 全く同感でございます。

しかし、現実にはそのようではないことが多々発生するために、国民の不満なり、またそのことが、ひいては消費税を含む税制の改革の際に感情の抵抗としてあるというのが現実じゃないかと残念ながら思われます。そのためには、取るものは取る、取らないものは取らない、特例措置、特別措置というのはできる限り減少させていくという方向が必要ではないかと思うのです。

これまた事例でございまして、一般的なものとしまして考えたいたがたいのですが、法人税法によりまして、例えば宗教法人の非収益事業は課税されませんし、また宗教法人の認可を申請しても五年ないし六年、実際おいてくるまでに時間がかかる。それは通常、いわゆる人格なき社団というふうな認識がなされて、やはりもちろんかけられるものにはかけられるのですけれども、非収益事業には課税されないというのがございまして。私はここで、一般的に宗教団体が課税されるべきかされるべきでないかということをおし上げるつもりはございせんが、さまざまな意味で本来再検討されるべきものではないかというふうな考えています。

しかし、現下に法律がございまして。その中で、これは具体名を申し上げてもいいと思ひますけれども、信者総数二万ないし二万数千というパワフルコスモイトという比較的小さな、宗教法人を以てしている団体がございまして。これが今、社会的に非常に大きな、つまり脱税問題ということですね、大きな問題になっておりまして、いわゆる事件になっておりまして、昨年の十二月及び本年の六月、国税当局による査察が行われたということになっております。

これは私もよく存じ上げておりますけれども、国税当局の方としては、査察をしたしない、あるいはどういふものが挙がってきているというふうなことはおっしゃられないということはよくわかっておりますから、これまた一般的に申し上げますけれども、宗教法人になろうと申告を、申請

をしていて、そのことについて頭からはねつけられているという状態でない。通常これは人格なき社団というふうな理解される。また、人格なき社団ということについては、本来これは要件は通達で定められておりますが、これもいわゆる権利能力なき社団というものの援用で理解されている。これは社会的に、私はこういうことじゃ本当はいけないと思ひますが、認知されている事実でございまして。

こういった団体に対して、査察のことは申し上げませんが、なぜ疑念が生じるのか。疑念が生じるとすれば、脱税の事実があったのだらう。脱税の事実自身は確認されなければ、定期的なものを除けば、査察であれ捜査であれ調査であれ行われなければと思うのでございまして。この点に關して、これはパワフルコスモイト事件というふうな特定してもよろしゅうございまして、それを特定しながら一般にお答えをいたしたい。どういふ場合にこうした人格なき社団に、法で非課税と言っているじゃないか、なぜそれがこうした問題になるのか。

さらにもう一点、これは大臣じゃなくて事務当局で結構でございますが、この調査に關して訴訟が起きていてはないか。調べの行き過ぎあるいは守秘義務違反、すなわち私どもが一般に読みます週刊誌や新聞に、国税関係者、国税当局によれば、あるいは査察部によればというのが頻出してあります。もしうそであれば、むしろ国税当局の側がそのようなマスコミに対して、我々の公務執行に疑点を及ぼすことになるのだから、そうしたことは例えば差し控えていたきたいというふうな申し入れ等をするべきだと思ひますが、そういうことをしたのかどうか、この辺に關してお伺い申し上げます。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。先生お尋ねの件は、個別にわたる事柄でございまして、答弁することは差し控えていたきたいと思ひます。それから、訴訟の話が出ておりましたが、これ

も一般論でございすけれども、調査に対して損害賠償訴訟などが提起された場合には、裁判の場におきまして、私ども当局の調査の正当性などにつきまして主張してまいりたいと考えておるところでございます。

○栗本委員 先ほど、罪刑法定主義という言葉が出ましたけれども、一般の刑事事件に関しては、刑事訴訟法及びその証拠の物件に関しては刑事証拠法というものが適用されます。そして、被疑者、被捜査者の側からかなりの権利の留保として異議申し立て等ができます。ところが、税の問題に関してはそうした根拠法がないのです。だからこそ、厳しくきつちりと疑念のないようにやっていたく貴務が行政当局にある、特段にあるんだというふうには私に考えているわけですね。それに對して、こちらからわざわざ査察の事実があるなし、そっちが認められないだろうと言ったのに乗っかって、全然答えられない。それはいいじゃないですか。

一般論として結構です、だれが幾らで、何億円とか何万円と言わなくていいです、こういう種類のことがあれば、宗教団体を指しているあるいは宗教団体かもしれないものに対して調査、捜査が行われ得るんだということを答えていただきたい、そういうことなんです。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。宗教法人あるいは人格なき社団を含めましてすべての法人に対して、私どもは各種資料、情報収集などに努めまして、課税上問題があると認められるものにつきまして重点を置いて調査を実施しているというところでございます。

○栗本委員 とんでもない答え方なんです。こちらが課税上問題があるといえば捜査できると。これは刑事訴訟法が適用されませんから、はっきり言うと、某金丸信前代議士の場合でも全部持っていてしまふ。どこに問題があるのか、これは普通の場合であれば、殺人事件等であつてもこれはこの事件に関係ないじゃないですかというふうな弁護士が立ち会って、あるいは持っている

かれたものでも戻すことができる。現実にはこれに税に関してはできないんですよ。こんなことをしているから税に対する、正当な税制であつても不満が出てしまふということなんです。

だから、この件に関しては、私も法学者でございすから調査いたしましたところ、これは通常、まず人格なき社団と認められるケースだろうと思う。もちろん、異論があつて構いません。だけれども、こういうことに対して査察が行われる一般的な根拠、こういうようなことがあればやらなきゃいけないんだ、例えば――例えばを言っちゃうといけませんけれども、それについていささかのやはりお答えがなければ、こつちが決めてやったことはそれはしようがないじゃないかという話になつちゃうということなんです。もう少し踏み込んでお答えいただきたい。

○堀田政府委員 査察調査についてお尋ねがございました。

一般論として申し上げますれば、この査察調査は、大口、悪質な通脱の疑いのあるものにつきまして、検察官に告発して刑事訴追を求めることを目的としたしまして、国税犯則取締法に基づきまして強制調査権を發動して行うものでございす。

法律上の構成要件といたしまして、偽りその他不正な行為があること、通脱の結果が発生していること、一般の刑法犯と同様でありますけれども、犯意があることという構成要件が必要であるとされております。これらにつきまして、立証し得る見通しがあるかどうかを慎重に検討した上で、査察調査の要否を判断することといたしております。

宗教法人を指している宗教団体であると考えられる。大口、悪質その他の要件がございましたけれども、私も調査しました結果、お金の流れそれ自身については一切疑念がない。全部明らかに申告をしている。ならばこれは、例えば人格なき社団を装っているがそうじゃないという場合にはこれは問題になるでしょう。あるいは今度は、非収益事業と装っているけれども収益事業だ、明らかに収益事業だというなら問題になるでしょう。だけれども、捜査、審査その他をするに当たつてこの点が疑念なんだよということが示されなければ、法治国家として、これは検察よりも国税の方がファッショだという話になつてしまふ。検察あるいは警察が被疑者に何かを示すときには、例えばおまえは殺人の容疑があるんだよ、何だかわからないよと言つてとにかく捕まえてきて、戦前はあつたかもしれないけれども、そんなことはないわけですね。

その点に關して、これは御要望でございす。非常に慎重性を欠いている事例もあるのではないだろうか。特に、証拠物件等に関しまして、これは全部持つていっちゃう、全部という言い方は非常に一般的で恐縮ですが、どこまでがなぜ関係があるのかということを示せない。これも法定主義に基づけば、今後そうしたことは法令化した、法制化したいというふうには私は考えますが、現在はないわけですから、特段に慎重にしたい。できたというふうな思ふわけでございます。

この点に關して、事例は大臣御存じじゃないでしょうけれども、一般的な問題でございすので、ちょっと一言、大臣お答えをいただきたいと思ひます。

○武村国務大臣 人格なき社団であるのかということや、何を根拠にということまで私は申し上げる立場におりませんが、一般論としてしまして、今国税庁担当官がお答えしましたように、査察調査というのは、社会的な非難に値する大口、悪質の脱税犯の告発を目的として強制権を發動する行為でございす。国税犯則取締法を根拠にするも

のございまして、今、栗本委員の一般的な御意見はしかと承りましたが、しかしあくまでも法律に基づいて厳正、的確に国税庁としては対処をしていく、この考えでおりますので、ここをぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○栗本委員 それでは時間がなくなりましたので終わりたいと思ひますが、法に基づいてと今大臣おっしゃいましたが、私は常々国税当局を大変尊敬申し上げ、できれば御支援したいと思つていてるわけでございますが、この法律自身が非常にいいまいな、ファジーなものでございすので、どこまで捜査していいのか、どういつとき捜査していいのかということについて、多々問題が現実には発生している。ですからぜひとも、大臣の任務期間中でも結構でございすから、そうしたことについて、これはどう、これはこうというふうなものをおつくりいただきたい、あるいはそのベイスをお考えいただきたいと思ひます。

先ほどの人格なき社団という問題に關しまして、余りにもあいまいな規定で、判例でやっていると現状で、しかも人格なき社団についての判例ではなく権利能力なき社団という別のところから出している。こんなことでは、これまで社会的に大きな問題になりますから、ぜひとも大臣の期間中に方向性だけでもきちっとするという方向性を出していただきたいと御要望申し上げます。

どうもありがとうございます。

○宮地委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 改革の同志のお許しをいただきまして、若干の質問をさせていただきます。新生党の上田清司でございます。

まず、大臣にお願いいたします。

ちょうど十月、年度も終わりに近づいてまいりましたので、今年度の財政状況についての認識、例えば、最小限度、平成六年度の一般会計において歳入の、租税収入の見込みを五十三兆六千六百五十億という見込みを持っていらっしゃるわけでございますが、経企庁の経済見通しでも二・四%の実質成長

長率を目標にしておる。こういう状況の中で、現時点の段階で結構でございます。とりわけ前半における財政状況見通し等について、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○武村国務大臣 財政全体については、もう御認識いただいているように、公債の残高も利払い費率等も含めて大変厳しい状況にきております。

今年度の税収の見通しについての御尋ねでございますが、判断をいたしております税収そのものが予算額全体のまだ二割ぐらいいでございます。そういう意味では、現時点で具体的な年度全体の見通しを申し上げる段階にはない。五年度税収が補正後の予算額を一兆五千五百三十八億円下回ったということもございます。六年度の税収も、やや景気に明るさが最近始まっておりますが、前半を中心にして考えます限りはかなり厳しい状況が出てくるのではないかとこのように予測をいたしているところでございます。

いずれにしても、今後の税収動向や経済情勢等を真剣に見守ってまいりたいというふうに思っております。

○上田(清)委員 中身がよく見えないということが残念ですが、それでは経企庁の経済見通し二・四％について、日銀短観等いろいろ最近の数字も出ておりますので、大蔵大臣としてこの見通しについて、達成可能なかどうか、あるいは大幅に変更というか、変更というのじゃないでしょうか、けれども、見通しに狂いが生じるのかどうか、これは税収の見積もりとも関連しておりますので、その辺について御想像でも結構でございますのでお願いいたします。

○武村国務大臣 御指摘のとおり、今年度は政府は二・四％の経済成長率を見通しているわけであります。

一・三月のQ.Eは御承知のように三・九という数字で、昨年もそうでしたが、やや明るさを感じさせる結果ができました。期待をいたしておりました四、五、六、第二・四半期の数字は、先般出ましたがマイナス〇・四という結果に終わ

りまして、一・三月はちょっと上向いたのがまたマイナスになりました。

よくよく考えますと、四月、五月、六月というのは消費の動向に明るい具体的な動きはまだ見えていない時期でもございました。夏になって初めて、猛暑と減税政策等もありまして消費に動きが開始したという足元の状況を振り返りますと、やむを得ないのかなと思っておりますし、むしろ七月、八月、九月、第三・四半期の動向に私としては期待を寄せているところでございます。

ですから、全体として年度を通じてどういう見通しになるか、まだ自信を持って展望することはできませんが、いずれにしても、本格的な回復軌道を目標にいたしております以上、政府の見通しを目標にしながら、ぜひそれに近い結果が出ることを期待をいたしたいと思っておりますし、またさうなるように努力をしていかなければいけないというふうにも思っております。

○上田(清)委員 必ずしも回答に満足はいたしません。先に進めさせていただきます。

財政赤字について、これはいわばこれから高齢化社会等について、年金の問題もそうですが、財政的補てんが十分できるのかどうかということと絡めて大変重大な問題だと思われまして、改めてこの財政赤字問題についてお伺いしたいと思っております。

御承知のとおり、公債残高二百一兆円、また隠れ借金も、言われます国鉄清算事業団等あるいは法律で処理しなければならぬ後年度処理のものもろの借金も十六兆円と、大変大きな借金を抱えた中でこれからの財政運営を考えると、果たして本当に日本の財政というものを大蔵省として責任を持ってやっていけるのかどうか、このところについてきちっと大臣からお話を聞きたいと思っております。

○武村国務大臣 我が国の財政が大変厳しい状況に立ち至っていることは、これはもう隠しようもないぐらい明らかなことであります。今委員がお話しになった二百一兆円という数字も、対GDP

で比較をしてみますと、既に日本は五三・六％に達しております。アメリカが五九・五でございますからちょっとアメリカよりは低いわけですが、イギリス三七・九、ドイツ二〇・八、フランス二〇・六という先進諸国と比較しましても、経済総体の中でこの国債の蓄積をした総額が大変大きな額になってきているということをまず認識しなければなりません。

そのことは公債の依存率でありますとか利払い費率、毎年の予算編成に絡まっておりますその比率におきましても大変大きなウェイトを占めるに至っている。予算規模は七十兆円ありまして一般歳出はその半分かちょっとである、こういう一般的な状況になってきているわけでありまして、税制改革を論議し始めたときに、大蔵大臣としては三つの歳出増の要因があるということを当初申し上げてまいりました。

一つは、昨年来、税制調査会の答申を踏まえた景気対策を含めた減税政策がございまして、これは景気対策だけではないにしても、中堅層の減税を中心とした所得税、住民税の減税という課題がございまして、この減税財源をどう捻出するかという財源論がありました。

もう一つは、もっと大きな問題であります、将来の福祉をにらんだ年金、医療、介護等々の急膨張してきております高齢化に対応する福祉財政需要にどう財政が対応していったらいいのか、このための財政需要という問題がありました。

もう一つは、実はこの財政再建、これは余り積極的に言われておりませんが、過去の財政運営の結果が今申し上げたようなさまざまな財政指標に不健全な数字として登場をしてくることを考えますと、この財政をどう健全に転換をしていくのか、そのための財政構造の改革という問題があるわけでありまして。

いずれにしても、今回の消費税の改正だけでこの三つの課題にこたえられるものではないと断言をいたすことはできません。附則条項でさまざまな側面の真剣な御検討をいただくことになっておりますが、今後の我が

国の経済政策全体の中におきましても、国家財政の健全化、赤字の解消という大きなテーマがより大きく浮かび上がってくることを避けることはできないというふうな認識をいたしております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

それで財政再建、乱暴な言い方ですが、インフレでけっ飛ばす、あるいは増税で穴埋めをする、この二つが手っ取り早い話でございます。しかし、インフレでけっ飛ばすというわけにはいかない。文字どおりインフレで一番困るのは弱者でございますから。そうすると、増税は事実上、この数年来いろいろな形の中で増税という形をとっていることは事実であります。いわゆる国民負担率、社会保険料等を含めた負担率というのはどんどんふえてきておまして、現在、一九九三年の数字でも三・八％、そして高齢化社会の進展を見れば、どう考えてもこのくらいの数字では済まないよというものも予想されますし、厚生省が出した二十一世紀福祉ビジョンにおいてもさまざまなケースを出されておまして、その数値の中でも大体五〇％前後を予想されるような部分が出てきております。

そうした意味において、このまま国民負担を認めていく形をとるのかどうか、これについて大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○武村国務大臣 昨日の税制改革委員会でもお答えを申し上げておりましたし、総理の答弁の中にも、将来も国民負担率は五〇％以内にとどめたいという発言がございました。

福祉の問題一つ例に取り上げても、社会保障費の総額は今年度約六十兆円くらいに達しております。その中で、政府、地方団体を含めた公的な支出が既に十八兆円近くになっているわけでありまして、総額では六十兆円が二〇〇〇年には百兆円になる。そして、高齢化のピークであります二〇二五年は、厚生省の試算、第二ケースでございますが、三百十兆から三百七十兆という、途方もないといえますか、大変大きな金額にぐんぐん膨れ上がっていくことが明らかにしているわけ

でございます。これは、福祉だけで国家の財政需要が全部済むわけではありませんが、新しい社会資本に対する期待も大きいわけでありまして、そんなことを考えますと、この一点に絞っても、今後、我が国の税財政全体のかなり大胆な改革が必要になってくるという認識を持たざるを得ません。

ただ、委員おっしゃるように、インフレが増税かどっちかしかないと言ってしまうと、これははやや誤解を招くのではないかと。私どもは、今むしろ行政改革というのを強調いたしておりますように、行政改革、あるいは財政改革と言った方がいいかもしれませんし、あるいは歳出の切り詰め、リストラと申し上げた方がわかりやすいかもしれません。本当に今の歳出全体が、どうしてもこれを抑えることができないのか、あるいはカットすることが許されないのかということであり、入るをはかって出るを制するという言葉がございますが、昨今、この国会の場でもそうですし、国民の皆さんとの対話の中でも、入るをはかる、新しい財源、税源という議論はそれほど出てまいりません。これは税収をふやすことになりまして、余り提案としては出てきません。出るを制する。どこを削りましょうか、これはもう不急不要だからカットしましょうか、あるいは、必要だけでもやや必要の度合いが弱まっていますからこの際削りましょうという提案はほとんど出てまいりません。

むしろ入りの方では、減税に対する主張であります。有価証券取引税は廃止したらどうか、地価税はパブルが終わったからもうやめたかどうか、あるいは法人税は世界一高いから下げたらどうか、こういう提案はほとんど出てまいりません。むしろ福祉の財政需要、昨夜来も、年金の三分の一から二分の一の議論がありますように、確かに国民から見れば、年金関係者から見れば、基礎年金が二分の一になればうれしい朗報であります。国民は大きく期待をされることは間違いない

わけでありまして、そのことによってどの程度の財源が要するのか。今既に四兆円が、二〇〇〇年にはそのために八兆円になる、ピーク時には十二兆円になる。この財源を、今から比べれば八兆円、年金だけでも財源がふえることに對してどう対応するのか。そこはやはり明確にお互い見詰めながら、引き上げの是非を議論していく必要があると思っております。

いずれにしても、長話をしましたが、どこを削った方がいいかという議論にも少し関心が向かなければいけないし、そのことが財政改革であり、広い意味の行政改革のテーマだ。ぜひその努力を真剣に、具体的に推進することによって、インフレにも増税にもならないでそれなりの財政再建を図っていけることをやはり頭に置かなければいけないと思っております。

○上田(清)委員 大臣の御回答の中でまさしく財政改革、行政改革のお話が出てまいりました。そこで、私も実はその論点に絞ってきょうは特に御質問したいと思っておりましたが、とりわけ特殊法人の問題が再三再四にわたって、総理の答弁の中でも見直し、合理化、整理というようなお話が出ております。

そこで、確かに大蔵省から出ておりますパンフの中にも、公務員の数世界の中で最も日本が少ないんですよ。そういう認識を私たちはさせていたいただきますし、いわゆる本体の部分については確かに熱心に、極めて狭い空間でたくさんの方々が夜遅くまでお仕事をされている。敬意に値する。私も心から敬意を表しているつもりでございます。しかし、公団公企あるいはその下の公益法人に下つてきますと必ずしもそうでない、そんな部分を印象的に持っている者の一人でございます。

とりわけ特殊法人については、さきさきの皆さんが特殊法人改革ということで立派な提案書を出されております。この件について、私、総務庁に資料をいただきたいというお話をしたところ、政府委員室を通じて、総務庁ではそれは取り寄せて

いない、持っていないというお話を聞きました。私がさきさきのメンバーであれば、これは総務庁として、少なくとも連立与党の一角として占めている、党首が大蔵大臣をやっておられるこのさきがけ案を総務庁が全く一顧だにしないというこの事実を、とんでもない話だ。

私は、もしさきがけのメンバーであれば、総務庁長官の罷免をあえて総理大臣に大蔵大臣という立場から申し上げるぐらいのつもりを持つ者の一人でありますから、まず、総務庁がなぜこのさきがけ案について一顧だにしないのかということについてお尋ねしたいと思っております。——来てないですか。じゃ、結構です。

では大蔵大臣、実はそういう事実があるのですけれども、さきがけの党首としてちょっと伺いたいと思っております。どう思われますか。

○武村國務大臣 さきがけの党首としてここで立てて答弁するのはいかがかと思いますが、率直に言って、総務庁も気配りが足りないなという感じはいたします。恐らく持っているのだと思うのですが、要求に対して特定の政党の資料をほとんど印刷して配るという立場ではないという意味で、そういう答えが返ってきたのではないのでしょうか。(上田(清)委員)違います。持っていないと言っていました(と呼ぶ)そうですか。それは一つの参考にしていただくといいかと思っております。

○上田(清)委員 それはそれとして、さきがけ案そのものも旧連立与党のプロジェクトチームを源流にしております。我々もこの問題に関してはタッチをした立場から、大変貴重な提言になっておることは事実だと思っております。

例えば、今年度だけでも、政府が特殊法人に対する支出の資金等は四兆二千八百億の金額がございますし、それから、数字の上で特殊法人を何らかの形で整理合理化等をしていけばどれだけの金額が浮きますよという話も具体的に挙げております。例えば、特殊法人民営化による株式売却収入の見通しについても、もろもろで十六兆円程度

が見込まれるという部分を出しております。さらに、特殊法人の改革について、財政効果として毎年一兆七千億円のものが節約できるというような数字もはっきり出ております。

これは大変貴重な、これを実現していく過程の中で、もちろん個々のケース、また大変貴重な議論も必要な部分もあります。例えば雇用の確保をどうするかとか、そういう問題を含むにしても、極めてこれは、それ相応に十分検討するに値する内容だと私は思いますけれども、これは大蔵大臣としても、ちょっとこの感想を聞いてみたいと思っております。

○武村國務大臣 御評価をいただきまして、さきがけの一員としてはお礼を申し上げます。

大変率直に、大胆にこの考え方はまとめられていいますし、そういう意味ではわかりやすさもあります。政府としてもあるいは大蔵省としても、それなりにこの提案を真剣に見詰めたと思います。

ただ、現実の話、一つ一つ特殊法人は、それなりの社会的な理由があって存在をしているわけでありまして、同時にまた、経営体としてもたくさん奥深い問題を抱えて存在をしております。でありますから、例えば民営化をある法人についてするといつても、今の資産が、負債が非常に大きいければこれは民営化できない、引き受け手がいない、あるいは株を売るといっても株は売れない。経済的にその特殊法人の実態が非常に大きな赤字あるいは将来マイナスの要因を秘めておりますと、そういうことにもなるわけでありまして、なかなか厳しさを感ぜざるを得ない状況があるわけでございます。

私は、今政府の一員として思っておりますのは、それでもこの特殊法人、公庫公団の整理合理化には、村山政權挙げて、本当に言葉だけでなしに真剣に取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、今はまだ、これから方針を固める前夜でございますから、ねばならないで済んでおりますが、十二月になり一月、二月、三月になれ

ば、今年度中に具体的な方針を明らかにしますと
もう総理は言い切っていたに違いないわけござ
いますから、はっきり各省庁の九十一の法人一つ
一つについて、存続を含めた具体的な合理化の方
針を明らかにしていかなければならない、その努
力をしていく覚悟でございます。

いきなり民営化が可能か、廃止が可能かと言わ
れますと、かなり厳しさはございますが、全体と
して見ると、やはり統合も含めて数をかなり思い
切って縮小することは不可能ではないという思い
で、この問題に取り組んでいきたいというふう
に思っております。

○上田(清)委員 せっかくの大臣の答弁ですが、
さががけ党首としての自覚に欠けているのではな
いかなと思ひます。

第一次民営化グループにおいては、法改正によ
り、九六年四月からでも可能だというふうなもの
も具体的な事例で挙げております。中身について
も明快に発表しているのです。そういうものを、
総務庁でも検討してない、そしてまた、大蔵
大臣そのものも十分認識されていないような、今
みたいな、何か難しそうですねというふうな話で
は、どうしてこの特殊法人整理合理化のための三
党合意が政権の中で生かされるのだろうかという
疑念を私は持ちます。

さががけがもしこの三党の中に入って、その存
在意義を見出すとすれば、私は、一改革について
しっかりやらなければ何のために、日本新党との
連立のときに、自民党政権には加わらないとか、
合意書までつくっているのです、文書の中でも
はっきり。また、立憲の宣言の中でも既成の政治
の中に入らないとうたっておられるのです。そう
いう既得権を破るためにさががけの皆さんも立ち
上がったと思ひますし、あるいは我々改革グルー
プもそういう既得権に食いついていく、そういう
気迫を出さなければならぬと思ひているにもか
かわらず、何かちょっと認識に欠けておられるよ
うな感じを承ります。

○武村国務大臣 言葉が十分でなかったかもしれ
ませんが、私は我が党のこの具体的な提案に対し
ては、それなりに事前に勉強しておりますし、
むしろ高い評価をいたしているつもりでございま
す。ただ、さががけの立場と政府の立場と、別に
使い分けるつもりはありませんが、政府は全体で
対応せざるを得ませんから、やが控え目に申し上
げているわけでありまして、さががけの案どおり
にすべてがいかなくても、この考え方は大いに参
考にされて実現をされるべきだということを先ほ
ど申し上げたわけでありまして。

個々については、例えば民営化の例を一つ取り
上げられましたが、かなり難しいケースも
存在しますと、あえて難しいケースの方を強調し
過ぎたかもしれません。でも、全体像としては、
数でかなり国民から評価がいただけるような結果
を政府全体で示さないとだめだというふうな思っ
ておりまして、これは関係懇談会でも毎回真剣な
議論が繰り返されておりますので、口幅つうご
ざいですが、春三月までをじつとにらんでいてく
ださい。我々はそこできちんとそれなりの評価を
いただける結果をどんなことがあっても示してい
りますというふうな申し上げておきたいと思ひ
ます。

○上田(清)委員 わかりました。

私は、細川元総理の、政治改革を十二月までに
きっちりやります、それができない場合にはどう
しますかという議論に関しては、責任をとりま
す、若干おくれかもしれませんが、そういう期限を
明記して責任をとるというやり方というのは政治
家として評価されるものだと思います。また、
来年の三月までにきちんとしたものが出ます
よという、そういう政治家の約束だというふうな
私は受けとめて、とりあえずこの問題を終わら
します。

さらに、先ほど申し上げましたように、特殊法
人の中に、例えば日本道路公団、大蔵省の組織
でございしますが、その下に道路施設協会という財
団法人がございします。これは、大蔵省の理事

長は道路公団の総裁をやった方がなっております。
しかも常勤理事十一人のうち十人が、これは
全部道路公団のOBでございします。文字どおり道
路公団のファミリー団体であります。この道路
施設協会の、例えば事業費が八百二十七億で、う
ち人件費で明快に、ちよと資料を取り寄せるこ
とができますが、大体百億ぐらい、職員
が九百人ですから、ざっと頭の中で計算しても一
人頭一千万という非常にもうかっている団体で
す。

しかも高速道路の料金値上げ問題とも絡んでと
かく問題になっております折ですから、この道路
施設協会が各サービスエリアで、私も欲が深いも
ので高速道路の道路地図をその都度もらったりし
て車の助手席の方に二冊も三冊もあるのですが、
無料で配布しているのです。あるいは無料でお茶
を出したりしております。これをサービスとして
見るか、あるいはこれは貴重な国民の税金だとい
う認識に立って、もっときっちり経営の合理化を
何らかの形で指導、誘導していくかということに
関しては大変大きな問題だと思ひます。

これと同じような公益法人は山ほどございま
す。これも含めて、例えばこういう公益法人を準
公務員だというふうな考えれば、これは多分イギ
リスやフランスの二分の一ですというふうなこ
とを大蔵省の皆さんやあるいは総務庁の皆さんは
言われますけれども、同じぐらいいろんなじやない
かというふうなことも考えられるというふうな私
は考えておりますので、この件について御所見を
承りたいと思ひます。どなたでも結構です。

○武村国務大臣 道路施設協会につきましては、
建設省の方がいけば発言をしていただきたいと思
ひますが、一般論としてはおっしゃるとおりで
ございします。

いわゆる特殊法人だけではだめだ。今おっしゃ
る民法三十四条の社団、財団を含めた公益法人全
体に目を向けなければいけない。国・地方を含め
ると、認可している団体が二万を超すという話も
聞いておりまして、その中で、いわゆる役所の仕

事を委託を受けたりしながらやっている団体がど
のくらいあるのか、どういう実態になっているの
か、今総務庁を中心に、そのことも調査の対象に
していただいているようございまして、私ども
も、行革の方針としては、既に内閣では特殊法人
と並行して公益法人も整理合理化の対象にするこ
うことは決めておりますので、実態がまだまだ
十分につかめていない嫌いがありますが、それ
もつかみながら、ぜひ行革の対象として取り組ん
でいかなければいけないというふうな思ひており
ます。

○上田(清)委員 時間がなくなりましたので、あ
と二点ほど。

税制改革の部分で、今回、低所得者の寝たきり
老人の六十五歳以上に三万円、百億、臨時福祉給
付金として一人当たり一万円、三百五十億。この
部分に関して、弱者保護という名前の形でござい
ますが、最近各地方自治体でも敬老金等をやめ
たりしております。というのは、零細な形で、いわ
ばあめをしゃぶらせるがごときもので国民の関心
を買うよりも、本格的な中身にしなければなら
ないということが非常にその議論の中で出てきた話
でございします。

この税制改革の中で、最もこの部分がある意味
では嫌らしい部分になってしまったんじゃない
か、そういう意見に関して、大蔵省は危惧してお
ります。もっと本格的な中身にしなければいけ
ない三兆五千億の中身で、例えば課税最低限を引
き上げることで一兆円なくなります。それから、こ
れらの福祉給付金関係で五千億近くなくなります。
す。じゃ中堅層の税負担の軽減という部分が、残
りは何兆になったんだという話になってきまし
て、その中身が、当初の目的が数字の上でも半減
したんじゃないか、そんな考え方を私は持つてお
りますので、この件について大臣の見解を伺いた
いと思ひます。

○武村国務大臣 平成九年度の予算として約五百
億円を予定いたしております給付金、これはぜひ
上田委員誤解を解いていただきたいと思いますので

ります。たしかあのときの新聞報道等は、ばらまき福祉というふうな印象の見出しがばつと出ました。その印象を今なお残しているのではないかと思います。これはどんな政権が税制改革をお決めになっても、前大臣の藤井さんも御出席でございまして、恐らく当該年度は何かの手当を考へざるを得ないテーマだと思つてゐるからであります。

実は、六年前もほぼ同じ趣旨で、福祉の関係者に約七百五十億ぐらいの予算が用意をされて執行されました。これはなぜかといふと、いわゆるこれは老人でも年金をもらつていただいている方を対象に、九十五万人ぐらゐを予定してゐます。老齢福祉年金ですね、それから児童扶養手当をもらつてゐる方あるいは生活保護の対象者あるいは原爆手帳を持つておられる方、福祉の老人ホーム等に入つておられる方々、そういう人たちをずっと足して三百五十万人という数字がございまして、それぞれ手当、年金、給付金等の措置がなされるわけですが、一年おくれになつております。

消費税がスタートする平成九年度は、事実、負担は当然こういう気の毒な方々にも同じように二%上がるわけですが、肝心の給付の方は翌年回してある。この矛盾を解決するために一年度、消費税を上げさせていただく当該年度に限つてこういう措置が前回もとられたわけですが、今度もその措置を早々と五百億という形で絞つて発表させていただいてゐるということでございます。

寝たきりの老人については、前回は五万円でございましたけれども、今回三万円になりました。それは、ホームヘルパーその他のサービスがや改善されているということから三万円という数字で絞らせていただいたわけですが、そういう総額が、単年度、当該年度に限つて五百億ぐらゐを用意をさせていただくということでありまして、ぜひこのことについては御理解を賜りたいと思ひます。

○上田(清)委員 時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○宮地委員長 次に、竹内議員。

○竹内(護)委員 改革、公明党の竹内護でございます。きょうは国政の基本的な問題につきまして、大蔵大臣の方に御質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず最初に、円高の問題でございます。

現在資本移動というものが国際間で自由化をされてきて、こういう国際金融というものが大変に大きなウェイトを持つて、経済に与える影響が大きくなつてゐる時代に、やはりこの為替レートの問題というのは大変重要な問題である、政治家としても、これからは国際経済というものに関して非常によく理解をしておかなければならないのではないかと、いふふうに思つております。

その意味で、まず、大蔵大臣は現在の円レートの水準をどのようにごらんになっておられますでしょうか。

○武村国務大臣 私ども通貨の責任を預かつております立場でございますので、為替の水準そのものについて、私どもは直接にコメントすることは控えてきております。

ただ、言えますことは、為替の急激な変動は好ましくない。また、為替は経済の実勢あるいは経済の基礎、基本的な条件を反映をすべきであつて、思惑や投機的な要素によつて大きな変動が起ることは、これまた好ましくないという考え方で一貫をいたしております。

円高が日本経済にとって、特に景気回復の足がかりができてゐるという大事な時期に、大変大きな心配の要素であるということとは十分認識をしながら、この問題に対して今後とも適宜適切な対処をとつていかなければいけないというふうに思つてゐる次第でございます。

○竹内(護)委員 変動相場制というものが導入されてから円はどんどん高くなつてまいりまして、三百六十円が二百四十円、二百円、あつという間

に百二十円、百円と、昨年の六月から八月にかけても大変大きな円高が生じました。長期トレンドで見るとやはり円高になつてきてゐる、これは間違ひない、事実だといふふうに思ふんですね。そして、つい最近も九十六円とか大変な円高になつておる。

では、こういう長期のロングチームで見た場合に、大臣は、どうしてこのように日本の円相場は高くなつてきたのか、なぜ円高になつてきたのか。大きなチームで見た場合にです。その基本的な要因といふんです、理由をどのようにお考えでございましょうか。

○武村国務大臣 長期的には、各国の為替レートはそれぞれの国の経済の諸条件、いわゆるファンダメンタルズと呼んでおりますが、基礎的な諸条件を反映したものになつてきてゐるというふうに考へるところでございます。長年固定相場制であつたものが、おっしゃるとおり、変動相場制に変わつて、それにしてもかなり急激に、三百六十円から百円を割るところまで変化をしてゐるわけ

でございますから、国内的にはこの変化にはなかなかついていけない、特に輸出産業の面では大変厳しい状況が続いてゐるわけでありまして、大きな長期的な流れとしては、各国の経済をそれなりに反映してゐるものだというふうに思つております。けれども、しかし昨年の円高にしろ、あるいはことしも見られるような急激な変化は、先進国の為替当局の緊密な協調体制の中で、こういう事態が起ることのないようにこれから努力をしていかなければいけないというふうに思つております。

○竹内(護)委員 為替レートの考え方はいろいろありますが、今ファンダメンタルズとかいろいろおっしゃつてゐましたけれども、私は、長期的に見れば、おおむね貿易財の内外の相対価格の変化、貿易財の購買力平価に沿つて動いてゐるというふうに思つております。

この主たる要因は、やはり貿易財、主に製造業の生産性向上、生産力というものの、生産格差とい

うものが円高を招いてきたといふふうに私は長期的には考へております。ただし、短期的には日米間の金利の問題、金利差、実質予想金利の問題があるのではないかと、いふふうに考へております。今、大蔵大臣の方から円高の問題でもう既に申し上げていただきましたけれども、産業の空洞化ということが一番大きな問題であるというふうに思つておるわけでございます。

そこで、これに対処すべく、日本の各リーディング産業と呼ばれた自動車や工作機械、半導体、精密機械、電気機械、コンピュータといったような業界は一斉に既に工場立地を始めまして、一九八〇年代からアメリカ、ヨーロッパ等、東南アジア、それぞれ工場を分散してきてたわけです。そのおかげで、中にはその製品を第三国に輸出したり、あるいは日本に逆輸入したり、そういったことも行われてきておる。この状況が続いてまいりました。

そして、一九九三年、昨年、また百二十円台から百円すれすれまで上昇したわけでございますけれども、このときには経済に大変大きな影響があったわけでございます。最近では、カラーテレビも輸入超過に転じてゐる。それから乗用車なども、外国産の日本車の輸入がふえてゐるわけですが、アメリカなんかの場合には、日本車の現地生産台数が増加して、減少する日本からの輸出台数を上回つてしまつた。一九九四年からは、十三年間続いた輸出自主規制枠を廃止してしまつたという状況にもなつておるわけでございます。

この傾向といふのは、明らかに産業の空洞化だといふふうに思つております。親会社が国内工場の生産を絞つて、海外工場の生産を上げていったわけでございますけれども、ある程度の大企業、リーディング産業と呼ばれるような企業はいいにしても、やはり問題になってくるのは、その周りにある中小企業、子会社あるいは系列以外の関連の下請企業というのが問題になってくると思ふのです。要するに、一番インパクト、影響を受けるのがこういう中小企業だと思ひます。

選択肢は三つほど考えられると思います。一つは、親会社に従って海外に工場をつくるか、二番目は、親会社に三番目にはこれまでの技術を生かして他の製品に転換するかというふうな思ふわけですけれども、海外に工場をつくるような中小企業はいくつと、多くは廃業に追い込まれているという状況が、全国、特に三大都市圏の中小企業で今かなりあると思います。私も実際にいろいろ回って見て、給料、ボーナスが払えないとか、それから受注がなくて今までの従業員さんを解雇して奥さんと二人でやっているとか、そういう問題があとで起こっているわけでごさいます。本当にその意味で産業の空洞化、特に中小企業に対する対策をどうやっていくのかということが非常に大事なことになってくるわけでごさいます。これは所管外かもしれませんが、これは基本的に通産省が考えることかも知れませんが、大臣としてはその点のようにお考えでしょうか。

○武村国務大臣 大変大事な点を御指摘いただいているというふうに思っております。産業の空洞化が進んでいることは紛れもない事実でごさいますし、経済全体は、我々政治の舞台で国という意識が非常に強うございますから、もう既に国という壁を超えて世界じゅうにいろいろな形で経済活動が広がっているわけでありまして、日本の国内で工場を縮小したり失ったりしながら、よその国で新しい工場が生まれて育っているという状況を総体としてとらえていくことも大事だということに思っています。

ただ、そうはいっても、おっしゃるように、日本の国内の雇用問題も含めた経済の問題として、空洞化は大変深刻な影響を国内に残していくことになるわけでありまして、ある程度避けられないとしても、それにかわる新しいビジネス、新しい産業をどう興していくか、それに成功するかしないかが一番大事なポイントだと思っております。そのことは、言葉で言えば、日本の半世紀たっ

た経済構造そのものをどこまで思い切った改革ができるのか。政府の規制緩和あるいは税制改革その他のいろいろな政策的な努力も必要であります。が、むしろ個々の企業みずからどこまで新しい時代に対応した新しいビジネスに転換をしていくか。どうしてもいけない場合は、新しいビジネスがどんどん興ってくるような、そういう誘導策、刺激策を政府が打ち出すことも大変大事だということに思っております。アメリカのここ十年来の経験を見ましても、それは、大方は中小企業が、スモールビジネスがむしろニュービジネスを担っているという実態を見ましても、これからの日本の産業の中心に、付加価値の大きい、むしろ創意工夫を凝らした、大きくなくてもさまざまな種類のビジネスをどう広範に興していくか、そのことに政治も真剣に目を向ける必要があるというふうな思っております。

○竹内（護）委員 個々の企業の努力ということもおっしゃっていましたが、私は政府の役割というのは非常に重要だと思つた。結論からいいます。やはり大胆な規制緩和を進めることだと思つます。そして、金融・証券市場においても、アメリカは、今おっしゃられたマイクロソフトの社長とか、ビル・ゲイツやあるいはさまざまなソフトの小さな企業が本当に世界一の売り上げの企業に近づいてくる。そういう大胆なことができるのも、やはり規制緩和、自由な発想で物がつくれる、そしてまた売れる、そしてまたそういう証券市場にどんなのし上がっている。そういう意味でも、特に金融・証券市場の規制緩和というのは非常に僕は大事なことでというふうな思っております。

きょうは余り細かいことには立ち入りませんけれども、日本経済の構造をよく理解しておく必要がある。よく皆さん経済構造を改革するとかいろいろおっしゃいますけれども、そこをよく理解しておくと必要があるのじゃないか。私は、今何が日本経済において問題かというふうな考えるのです。これはやはり戦後の日本から説き起こさない

といけないうのじゃないかなというふうな思っております。

私はまさに戦後生まれの人間でございますけれども、やはり、この戦後の日本、敗戦の貧しさから脱却して、とにかく豊かさを目指して一生懸命動いて、諸先輩がお金をためて貯蓄に努めてきた。現在、日本の家計貯蓄率は世界最高でございます。西欧に追いつこうということ、高度成長期にはこの貯蓄を企業が特に国内の近代化投資等に使いまして頑張ってきたわけでごさいます。したがって、経常収支の黒字などを生む余裕がなかったわけでごさいます。国民の貯蓄というものは国内で十分に生かされて、高度成長が実現したというふうな理解しております。

そして、この高度成長が終わって、企業が貯蓄を余り使わなくなった七〇年代後半には、景気の失速を防ぐために、まさに皆さんもよく御存じの、国が大量の国債を発行して貯蓄を吸収し、公共投資などに使った。そのときも大幅な経常収支の黒字は出なかったわけでごさいます。しかし、その結果は今に至る財政赤字の拡大である。国は国債発行を抑えて、その後財政再建に乗り出しました。一九八〇年代以降のことです。そのときから、企業も国も、国内にあり余る貯蓄を有効に利用しない状態が始まったというふうな思っています。いわば国内で貯蓄が余り始めた、貯蓄に対する投資の不足ということが生じたというふうな理解しております。

国民は一生懸命働いて、商品やサービスを供給してつづいて収入をふやす。ところが、将来が心配なのでその所得を余り消費に使わず、貯蓄としてため込む。特にまた日本人のそういう明治以来の節約志向というものがこれに輪をかけていると思つていますが、企業の投資も国の赤字もこの国民の貯蓄を吸収し切れない。したがって、一生懸命働いてつくった商品とかサービスは国内で余ってしまふという状態になっているわけだ。そこで、オイルショック以降、日本人は余った商品とかサービスを一生懸命工夫して海外に売り始めた。

そうしなければ不況になってしまうからでございます。こうして世界最大の経常黒字が発生した。

この黒字は八〇年代から今日までどんどん累積をいたしまして、ついには世界一の対外純資産国になってしまった。対外純資産の増加ということ、国内で使われない日本人の貯蓄がいっぱい外貨建ての資産となって積み上がっていること、ごさいます。当然この日本人の間で外貨建ての資産があり余り、その価値は下がってくる、つまり外貨の相場は円に対して相対的に下がる。これが、八〇年代から始まった倍以上に達する大幅円高であるというふうに理解しております。そういう環境があった上で、その上でプラザ合意とかがあったから大幅な円高になったというふうな思っております。その結果、日本全体の所得や資産の総額で見ても、一人当たりの所得や資産で見ても、日本は押しも押されぬ経済大国になった。しかし問題は、国内の生活はほとんど変わっていない、豊かさを実感できないこの日本人の生活、ここがやはり問題だと思つたわけでごさいます。相変わらず将来が不安で一生懸命働いて貯蓄に励んでおる。ところが、これが生産意欲を生んで海外にどんどん物を売っていかざるを得ないというところから、ますますドルがたまって円高になってくる、それがまた国民の生活に新たな不安を持ち込む、いわばこういう悪循環が続いているのではないかとこのように思っております。

円高に伴ってこの不況で倒産や失業の不安が出てきた、また円高に伴って先ほどの産業空洞化というものが出てきた、そういう意味で、ますます消費を切り詰めて貯蓄率を高めているというところの悪循環に陥っている、これが経常黒字を拡大して、円高を進めて、平成不況を長引かしたというふうな理解しております。一生懸命ためた貯蓄は、年金や生命保険の基金で生命保険の皆さんたちが海外の不動産や株とかそういうものに使っておるわけですが、これがますます円高で、働けば働くほど損失が拡大していく、こういう悪循環に陥っている。その意味で、個々の企業云々とい

うことではなくて、やはりこの悪循環を大胆に断たなければならぬというふうに私は思っております。

その意味で、規制緩和ということが一番大事だ。特に内外価格差の縮小を伴う国内物価と住宅価格の低下ということがやはり大事なんではないか。日本人にとってやはり住宅ということが非常に豊かさを感じる上で大きなウェイトを占めているというふうに思っております。その意味で、この輸入関連あるいは住宅にまつわる規制緩和というのを大胆に進めていくことが大事であるというふうに思っております。それが結局、この現在の所得と金融資産でより多くの量、またより質のよいものやサービスや住宅を手でできるということにつながって行くと思えます。

そしてもう一つ、規制緩和はやはり民間投資を活性化、ニュービジネスのフロンティアが拡大するということだと思えます。その意味で、情報関係とか技術関係、研究開発などのインフラを大胆に整備していく必要があるというふうに思っております。この公共投資計画、この間つづられましたけれども、やはりこの際、建設国債等の発行によって、大胆にこれは資金を調達して実行すべきだというふうに思っております。

その意味で、この規制緩和をどれだけ本当にできるのか、原則自由、例外規制ということがやはり求められているのではないかと。前政権からいろいろ出てまいりましたけれども、もともと本格的に、今こそ民間の皆さんのさまざまな知恵を本当に吸収して、大胆にこの規制緩和、原則自由、規制撤廃の仕組みをつくっていく必要があるというふうに私は思っております。これが国内の貯蓄超過を減らし、また経常黒字を縮め、円高圧力を後退させる、そして為替レートは安定するのではないかと。大臣の所見をお願いいたします。

○武村国務大臣 戦後の日本経済の歩みと現状をかいっつまんで概観いただきました。おおむねおっしゃるとおりだと思っております。

最終的には規制緩和が一番大事だという御指摘でございます。この点についても同感であります。けさも閣僚懇談会でこの議論がありました。政府は今年度中に規制緩和の五カ年計画をつくっていくという方針を、この方針は細川内閣以来の方針でございますが、明らかにいたしているところでございます。

細川内閣の昨年九月に九十数項目、ことしの二月に数百項目、そして村山政権出発時点で二百七十九項目でした。それぞれ規制緩和の方針を発表してきたわけですが、規制そのものは一万一千数百件という数でございます。そういう全体をにらみながら、今御指摘のように、経済規制については原則撤廃という大胆な方針で臨んでいかなければならないと思えます。なかなか輸入規制といいますが、市場開放につながるような規制については一段と真剣に緩和の方向で目を向けていかなければいけないというふうに思っている次第でございます。

なお、規制緩和とさすればベンチャービジネスやニュービジネスがどんどんふえていくということ、それだけでは十分でないかもしれません。税制や金融やその他の政策全体においてもこの一点に、新しい時代に対応した新しい産業をどうこの国で積極的に興していくか、その一点に目を向けていかなければならぬ努力をしていく必要があるというふうに思っております。

○竹内(護)委員 この問題はこれで終わります。いづれにせよ、若い人たちが、これからひとつやってみよう、仕事を自分で興してみよう、企業をやってみよう、そういう挑戦の気概が生まれるような国づくりを進めることが必要なんではないかなというふうに思っております。

北朝鮮の軽水炉支援の問題について伺いをしたいと思いますが、その前に、前提条件として一つ伺いをしておきたいのですが、大蔵大臣は新党さきがけの党首でもないらしいです。のちと伺いをしたいのですが、この新党さきがけの政治理念の中に、私たちは、再び侵略戦争を繰り返さないかという決意を確認し、政治的大国主義を目指すことなく、世界の平和と繁栄に貢献するといふことがございます。この侵略戦争とはどの戦争で、どの国に対して侵略を行ったのか、この点につきまして、党首の御認識をお伺いしたいと思います。

○武村国務大臣 どの戦争を前提にして議論をして集約したか、これは明らかではありません。私の理解では、第二次世界大戦、日本のかかわった第二次世界大戦については、既に村山総理もおっしゃっていただいておりますように、侵略行為、侵略的行為が間々あったことは事実であります。朝鮮半島に対しては長年の植民地支配を進めてきたということも事実であります。

どの国のどの時期、どういう行為が侵略的であったのかという議論は、きのうも税制特別委員会でも多少ございましたが、そこまできょう詰めてお答えする用意はありませんが、少なくとも、わが国がやすすぐ言うならば、よその国に軍隊を派遣して、その国の多くの民の悲しみや苦しみを惹起し、物質的にも多大な損害を与える、そういうことが侵略戦争と言われるものだろうと私は、これは小学生でもわかっていただけるような表現で申し上げておきたいと思いますが、思うんです。

少なくともそういう、既に憲法の条文でも明らかにしておることであるが、よその国に行つて日本の軍隊が戦争を行う、武力行使するということとは二度としないということが鮮明にされているわけでありまして、そのことを踏まえてそういったさきがけの基本理念を發表したところでありまして、その御理解をいただきたいと思います。

○竹内(護)委員 この問題は、やはり政治家としての基本にかかわる問題だと思ふんですね。しかも今までさんざん大変な長い議論の経緯もあるわけでございますから、余りファジーなことでは私には基本的には許されぬというふうに思っております。やはり侵略戦争と言ふ限り、この言葉の持つ意味は大変に深い、多大な影響があるわけでございます。ですから、やはりはっきりと、日米開戦のことをいうのか、日米戦争のことをいうのか、あるいは満州事変からこの日米大戦までをいうのか、あるいは韓国併合からいうのか、やはりそういうきちっとした歴史認識というものが、私は非常に政治家としては大事なことでありというふうに思っております。

この点はきょうの本論ではございませんので、私は、いづれにいたしましても、この政治理念の中に書かれる以上、そういう過去のさまざまな議論も踏まえて、そういうあいまいな形ではなくて、そういう経緯も踏まえてしっかりと定義を行つていただきたいというふうに思っております。

それで、具体的にお伺いいたしますが、北朝鮮に対しては、日本は侵略戦争をしたという認識でしようか。

○宮地委員長 外務省中村北東アジア課長。

○竹内(護)委員 大臣にお願いします、大臣。

○武村国務大臣 いわゆる北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国という国は、戦争の後誕生した国でございます。朝鮮半島の北半分と答えて、前提にして申し上げていいのかもしれませんが、これはもう御承知のように、日本が戦争をしたわけではありません。植民地支配という言葉を先ほど申し上げたように、日本の国として、日韓併合以来、支配を三十四年間続けた地域であるというふうに認識をいたしております。

○竹内(護)委員 それでは、この問題はずっと続くんですが、ちょっと角度を変えて、十月二十二日の日経新聞に、この軽水炉支援の問題につきまして、「日本は自分の資金負担をする用意がある。大まかな枠組みでもいから合意に持ち込みたい」という記事が載つております。大蔵大臣は、事前にこのことを聞いておられましたでしょうか。

○加藤(隆)政府委員 後ほど外交当局から補足するところがあれば補足をお願いしたいと思います。

が、この問題については、米国と日本は、いろいろな機会にいろいろな意見交換をしてきたところであり、ただ、具体的な方法、やりとりについては、ここで申し上げることは、外交上の機密ということもあり控えていただきたいと思います。

○竹内(議)委員 大蔵大臣はいかがですか。事前に、財政当局者としてこの資金負担の問題は聞かれておられましたでしょうか。

○武村国務大臣 もちろん、省内で議論もしてまいりました。そして、応分の負担をする用意ありということとは、政府全体の方針として表明しているというふうな受けとめていただいていると思ひます。ただし、応分の負担とはどのぐらいの額なのかということになりますと、これはまだ詰まっていますという状況であります。

○竹内(議)委員 つまり、いわば新聞報道等で米朝と北朝鮮との合意というものが報道される前から、これは、財政当局の責任者として話に了解しておいたという理解でよろしいわけですね。

○加藤(陸)政府委員 むしろ、米朝協議の内容について、折に触れ省内で御説明を申し上げてきたということでございます。ただ、枠組みそのものの、あるいはその中身については全くこれからの検討する事柄でございます。

○竹内(議)委員 私が聞きたいのは、一つは、日本はこの軽水炉転換支援について資金負担をするのかどうか。アメリカは既に、敵性国家に原子力施設を提供できない、そういう国内法の規制を理由に、早くも消極的姿勢を見せている。それから、今後のこの北朝鮮の問題につきましても、これまでの経緯から考えましても、燃料棒の処理とか核施設の封鎖、解体、特別査察等におきまして、今後も対立が予想されるわけでございます。そういう中で、日本として応分の負担をするのかしないのか、大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○武村国務大臣 今は方針を申し上げているわけであり、

数日前に米朝の合意が実現を見たわけであり、すが、それ以前から軽水炉支援の話がずっと出ておりまして、米朝合意がなされた場合に日本政府としては応分の負担をする用意があるという考えを表明してきたところでございます。今後、アメリカも韓国も、それからまたG7の日本以外の国もやはりみんなが参加する、それなりの貢献をしていくんだという前提で、日本政府としては申し上げていくつもりでございます。

チェルノブイリの問題の解決につきましても、ナポリ・サミット等では真剣に議論が行われまして、これはヨーロッパに近い、ヨーロッパの問題でありますけれども、日本もこれに参画をして応分の負担をするという決意をしているところでございます。

そういった全体のバランスからいいますと、今回は東アジアの問題であります、EUも、ヨーロッパの諸国もそれなりの負担をしていただけるという前提で、日本としても、今申し上げたような方針を明らかにしているところであります。

○中村説明員 大臣がおっしゃられましたことに一点補足させていただきます。

米朝協議が行われてきている最中、米側からも十分連絡や何かを受けてまして、今後の軽水炉転換の支援問題についての協議をしてきた経緯がございます。

ただ、軽水炉転換支援ということにつきましては、我が国政府は、やはりこの問題の根幹は、北朝鮮におきます核活動の解明ということの保証を再前提に考える話であり、また軽水炉といった技術的な観点でも、安全性の問題ということに十分留意して対応していかなければならない。

そしてまた、大臣がおっしゃいましたように、今後軽水炉の支援を考える上には、我が国は、米、韓国、韓国及びG7諸国など関係諸国とともに、この国際的枠組みの中でどのような協力をやっていくかということについて議論をしていく予定でございます。そういう議論の中に我が国も参加して、協力については応分の協力を行いたいという一般的な方針を述べてきているところでございます。

またもう一つは、御指摘のございました、軽水炉以外にも核燃料棒の取り扱いの問題あるいは解体的問題につきましても、将来的な問題でござい、ますが、国際的枠組みの中でどのような協力をやっていくかについてこれから検討していくというふうな理解しております。

○竹内(議)委員 ちょっとよくわからないのですが、今幾つかおっしゃった中で、支援の前提として、EU、G7が支援する場合、これが前提だ、それから核の疑惑を取り除くということが前提だというふうな理解いたしました。

それで、次の質問に移ります。

これはさきかけの党首としてお答え願いたいのですが、一九九〇年九月、金丸信元自民党副総裁、それから田邊誠社会党副委員長を団長とする自民、社会両党訪朝団が、朝鮮労働党と三党共同宣言に署名されました。武村大蔵大臣も、当時共同宣言起草者の一人として加わっておられます。このときに、宣言では、日本の植民地時代と戦後四十五年間の国交不正常という損失に対する日本の公式謝罪と償いが盛り込まれておられるわけでございます。この点につきましても、大蔵大臣は今のようにならざるを得ないのでしょうか。

○武村国務大臣 確かにそれは一九九〇年でございましたが、金丸、田邊訪朝団に私も御一緒いたしました。金丸訪朝団と田邊訪朝団と、自社で二つの訪朝団がございまして、同時に向こうへ行つたということでありまして、日本側は金丸さんが団長であり、石井一議員が事務総長であり、私が事務局長、こういう肩書であつたかと思っております。

向こうで、三党共同宣言をめぐっては徹夜で起草の会議がございまして、十数時間続きました。草の会議がございまして、自民党からは石井一氏、池田行彦氏、不肖私と三人が入っております。外務省の、今アジア局長の川島さんも同道して、途中まで入っていたいております。社会党か

らは、山花前委員長、田並さん等三人が入っております。

そして、最終的に合意文書を目指したわけであり、ますが、最後まで残った点がございました。特に、戦後の補償というテーマが朝鮮労働党から出まして、私どもはもう条件反射のように、それは絶対できません、どう考えてもそれは議論にもならないということでは、ね返しておつたわけであり、ますが、団長三人の別室別室での会合がございまして、そこでもうそれをのんじやつたということが起草委員会の方へおられてきて、結果的には戦後の補償が文書に入ったということで、帰国後、大変厳しい御批判を国内からはちょうだいするような羽目になりました。

私自身は、当時、金丸さんのところへ顔色を変えて行きました。金丸さん、これのんだら、帰ってから大変なことになりますよ、どう考えてもこれは常識に反します。いや、まあ武村君、いいよ、それでもおれが責任を負うから。こんなやりとりをしたことも今思い出しておりますが、案の定これは大変、この一点だけは大きな問題として批判を浴びることになりました。

しかし、当時の金丸さん初め我々の思いは、戦後もう四十年続いた、一番近い国の人である北朝鮮、何としても窓をあけることができないだろう。戦中、戦前の課題も残っています。財産請求権の問題も未処理であります。そして、漁船の拿捕とかいろいろな問題も起こっているわけであり、ます。ただ、この国と早く戦後、戦争を終わらせて国交の正常化を図っていくことは、一政治家としても大変大事な課題だと思ひが、お互いにあつたと思ひます。そのためには、うまくいくかいかいか、多少冒険的な、危険的な要素があるけれども、行つてとにかく精いっぱい向こうと話し合いをしてみようというのが金丸団長の心意気であつたと思ひますが、そういう意味では、正常化の糸口をつけることができたことはあの訪朝団の一つの大きな成果であつたと今も振り返っております。

○竹内(護)委員 その後日本政府は、要するに三党共同宣言には縛られない、日本と朝鮮は戦争状態になかったので賠償、補償の義務はない、戦後の不平等な関係は東西対立が原因であるという見解をとっておるわけでございます。

しかし、朝鮮労働党の方はこれを非常に重く受けとめているというふうに私は思います。そしてまた今回、自民党、社会党、そしてまた武村大蔵大臣の率いるさきがけという、まさにそのときの政党が組んで内閣ができておるわけですから、政権ができておるわけですから、これは北朝鮮からすれば、まさにそれを実行してくれよということになるのではないかと。また、植民地支配に対する日本の謝罪とか、先ほど御答弁ありましたけれども、あるいはそういった角度からいっても、さきがけ党首としての武村大臣のお立場からすれば、これは、北朝鮮から三党共同宣言を実行してくれよと言われたときに、補償を求めてこられたときに、どういう対応をされるのか、この点についてお聞きしたい。

○武村(護)大臣 自民党、社会党、朝鮮労働党、この三党共同宣言は、今も申し上げたように、その後の政府当局間の対話、日本と北朝鮮との対話への筋道をつけることになった、糸口をつけることになったというふうには振り返っているわけでありまして、この宣言は政党内閣で署名された文書であります。したがって、当時から、日本政府がこの政党内閣の文書に拘束されるものではないということとは、当時の政府も明らかにしてまいっております。今日まで同じ考えでございます。

旅券の渡航先の記載の変更とかチャーター便に関する航空当局間の協議、こんなことがその三党合意の後実現を見ている点でございますが、政府としても、三党間の合意の中で可能なものは実現していくという姿勢で対応をしておりますということでもあります。

今回、また新党さきがけを含めて三党、これは日本側の三党、政府・与党三党でございますが、訪朝の議論が始まっているようにございます。これはこれで米朝合意という全く新しい情勢を踏まえて、日朝交渉を再開するかどうかという大きな課題も控えております。その中で与党三党の代表が北朝鮮に行くということは大変意義のあることだ。そしてかつての三党合意、まあ自民党と社会党は過去の経緯がございますから全くそのことに関係なしとは言えないと思いますが、全体としては世界情勢の中で大きく北朝鮮も姿勢が変わってきていることでもありますから、そこを評価しながら訪朝をしようということに当然なっているのだと思います。

そういう意味では、かつての三党合意、共同宣言をはるかに超える新しい事態に、この連立与党の三党が北朝鮮と真剣に話し合いの糸口をつかんでくるということになるのではないかと。そういう意味で期待をいたしたいと思いますし、野党の改革の方もぜひ御努力をいただくことが党派を超えて意味があるというふうにも思うわけであります。

○竹内(護)委員 これは非常に重大な御認識だったと私は思っております。また、北朝鮮に対しては非常に重大なメッセージを発したであろうというふうには私は理解をしております。

要するに、三党合意に盛り込まれた、植民地時代と戦後四十五年間の国交不正常という損失に対する日本の公式の謝罪と償いというものに対しては、これは枠組みが変わったのだ、だから、北朝鮮が改めてこれを要求してきてもこれはのまないということだと思えます。これは非常に重大なメッセージだというふうには理解いたしました。

では最後に、今回の軽水炉支援金は、日朝国交正常化後に支払うことになるであろう補償金といえますか、賠償金の金額の一部に含まれるのか合まれないのか、この点についての党首の御認識をお聞きしたいと思います。

○武村(護)大臣 これは大変専門的な話ですが、外務省から答弁をお願いします。

○中村(護)委員 委員御指摘の御質問につきまして、これは我が国と北朝鮮との間で協議されてきております財産請求権の問題と思われまますけれども、この問題は、日朝国交正常化交渉において取り上げられ、話し合われるべき問題である。また一方、この問題については、今正常化交渉が中断している過程にございますので、この解決のめどがまだ立っていないという実情にございます。

また、軽水炉建設支援の問題につきましても、まだ支援の態様というものが具体化されていないという状況でございますので、いわゆる請求権の問題と軽水炉支援の資金の問題との関係ということを現段階でお答えできる状況にはないと私どもは考えております。

○竹内(護)委員 もう時間が少なくなっておりますが、最後に、きょうはちょっと年金の一元化の問題について、特にこれだけお聞きをしておきたいと思えます。

○武村(護)委員 年金法改正案が上がっておりますけれども、特に、鉄道共済等と厚生年金等の垣根を取り払うといいますが、一元化ということが言われておりますけれども、これについて今後大蔵省としてはどのように対応されるのか、お願いします。

○武蔵政府委員 御指摘のとおり、高齢化社会に向かいます、公的年金制度全体の安定と整合性ある発展を図っていくために、制度の一元化を進めていくということが重要でございますので、本年二月に設置されました公的年金制度の一元化に関する懇談会という場で、現在、精力的に検討していただいております。制度間の合意形成を図っていただきたいというふうにも考えておるわけでございます。

鉄道共済につきましては、現在、御承知のような制度間調整事業を行っておるわけでございますが、この公的年金制度の一元化に關しまして方針が出される場合には、その中でこの鉄道共済についても適切に対応したいというふうにも考えております。

○竹内(護)委員 きょうは、国政の、また経済問題を含めまして、北朝鮮も含めまして、年金も含めまして、非常に重要な点につきまして基本的な認識が明らかにになりました。非常に有意義な質疑であったというふうに思います。ありがとうございます。

○宮地委員長 次に、佐々木睦海君。

○佐々木(睦)委員 私は、日本共産党を代表して、今議題になっております国家公務員の共済年金、この問題に限定をして質問をさせていただきます。

最初にお伺いしておきますけれども、この共済年金、加入者は何人ですか。

○武蔵政府委員 加入者数は百十九万人でございます。

○佐々木(睦)委員 今提案されておりますこの法案の内容は、負担はふやしていく、給付については六十歳から基本的に六十五歳に引き延ばす。大変重大な内容を含んでおります、これは今言われた、百万以上の公務員としてその家族の将来の生活の設計にも重大な影響を及ぼさざるを得ない、極めて重要な法案であるというふうに私は考えますが、大蔵大臣の見解を伺いたいと思えます。

○武村(護)大臣 公務員の退職後の暮らしのかかる大変重大な問題だと認識をいたしております。

○佐々木(睦)委員 とろろが、この法案は実は国会に提出したのは今の内閣ではなくて、細川内閣であったのは羽田内閣のときでありまして、先ほどこちらに少し顔を見せておられました、当時は、今野党席に座っておられる藤井大蔵大臣が本会議でこの法案について提案の説明をいたしたわけであります。ですから、率直に言いますけれども、こういう経緯の中で、公務員の将来に大きな影響を与える問題について、重要な野党がもとより提案者ですから、この問題点を徹底的に明らかにして議論していくという立場には残念ながらもともと立っていないというところにならざるを得ないと思っております。

他方、当時の新聞報道ですが、この法案が提案された当初は、基礎年金の国庫負担を二分の一にするというような問題で、当時野党の自民党がそ

うい問題を提起して修正の問題を話し合っているという事も伝え聞いております。そのときの与党側はこれを簡単には受け入れていなかった。ところが、今与党と野党が逆転してまいりますと、当時そういう修正を主張していたかに伝えられた自民党の方は、今度はこれを通す側ですから、それをやろうという姿勢には、これも伝え聞いていたところですが、なかなか立っておられないようです。そして、この法案を提案したその中心者の皆さんが、今度は基礎年金の国庫負担の問題を上げると言って今厚生委員会での問題が議論されているかに聞いております。

率直に言いますと、野党になれば国民向けの顔をするけれども、与党になると財政の都合が悪いからということで反対になってしまう。全く、率直に言いますけれども、これではこの大事な年金の問題が当事者を置き去りにして政争の具にされていると言わざるを得ない状況が生まれていると思うのですけれども、その辺について、大蔵大臣、政治家としての見解を伺いたいと思ひます。○武村国務大臣 いずれにしましても、責任ある政治の姿勢を貫くことが一番大事だといふふうに思っております。

国民向けに歓迎されることをどんどん打ち出すことは政治家あるいは政党として当然なことでありますが、こうした大変巨額の財政負担を伴う政策については、二分の一という主張をする以上は、その二分の一の将来にわたる財源をどう提案をされるか、そこをやはり明確にしながら提案をされるべきだといふふうに思ふわけであります。先ほどこの委員会の冒頭でもちょっと感想として申し上げたわけですが、予算委員会、税制改革特別委員会の議論を振り返りまして、何となく、税は国民負担なんだからどんどん下げるべきであるという主張が多うございします。そして、歳出の方はもっとこういう面を充実すべきだ、こういう分野はもっと力を入れるべきだ、予算をふやすべきだ。ですから、入りの方はどんどん減らしていけ、出の方はどんどんふやせといふ

主張が全体としては非常に目立つわけでありまして、共産党もそういうことに受け取られやすい場合もなきにしもあらずだと思ふわけであります。お互い、特にこの年金の二分の一、三分の一の議論のように、今でも四兆円近い財源が必要であります。それが六年後に八兆円になる、さらにピーク時には十二兆円になっていくということが明確でございしますだけに、今よりも八兆円ぐらいいふえるその財源を何で賄うたらいのか、そこ

のところが展望を明らかにしながら真剣な議論をしていかなければいけないといふふうに思っております。○佐々木(陸)委員 今共産党がどうのこうのと言われましてけれども、私が言ったのは、国庫負担の問題では、六月の段階では自民党がそれを引き上げると要求していたといふふうに新聞にも伝えられたし、今は改革の側がそれを主張しているといふふうに伝え聞いています。真剣な議論を言うけれども、この場では全然そんなことで議論にならないのですよ。私の質問時間もきょう十五分です、そういうことまで詳しく論じていることはできないわけで、その基本の問題を伺ったということなわけであります。

もう時間が限られていますけれども、もともとこの年金問題については、一九八五年に法が改正されたときに、本則は六十五歳で、附則で六十歳支給といふことになっていたわけですが、これが、当面の間は六十歳支給を続ける、そうになった理由は何かだったのでしょうか。○武蔵府委員 前回の年金制度の改革におきましては、いわゆる基礎年金部分の統合ということでございますが、現在いろいろ制度が分立しておりますが、定額部分につきましては、国民が等しい負担、等しい給付を受けるという考え方のもとに、基礎年金部分の制度の改革を行ったわけでございます。

それは、六十五歳から基礎年金というものが仕組まれたわけでございますが、現在でもその当時でも六十歳以降年金支給ということでございますので、基礎年金制度の改革は六十五歳ということにしつつ、一方におきまして、現状におきまして支給開始年齢六十歳ということを実際には担保するために、今御指摘のありましたような法体系になったと理解しております。○佐々木(陸)委員 附則を外して本則にする条件は何だったのですか。○武蔵府委員 支給開始年齢の引き上げということになるわけでございますけれども、これは、もしこのまま六十歳支給開始ということでは制度を運用しますならば、高齢化のピーク時にはいわずに保険料負担が相当高い水準になる。したがって、かという問題でございます。一方、受給者側にとりましても、制度が破綻してしましますとこれは成り立たなくなるわけでございます。年金額の安定的な適用というのを考えますと、受給者側もそれなりの負担をしていただくまゝで、支給開始年齢を引き上げることによって負担と給付のバランスを図る必要がある。これは、我が国人口の高齢化、成熟化に伴って不可避な方向であるといふことで、既に五年前から大議論があったわけでございます。ただ、支給開始年齢につきましては、国民のコンセンサスを得るには至らずに今回に至った、こういうことでございします。

○佐々木(陸)委員 当時の審議の記録を読みましても、将来いつからこういう本則を適用するのかという問題を考える場合には、というところで、雇用の実態等を十分考えていく必要があるという答弁も当時の中でありました。雇用の実態については、今本則適用の時期が至ったといふふうに判断しているわけですか。○武蔵府委員 支給開始年齢を引き上げることに伴いまして、六十歳代前半の雇用についてどのよう考えるかという御指摘かと思ひます。これは、現時点におきましては、御承知のとおり六十歳で退職するというのが基本的な仕組みでございしますので、今後、法案におきましてはこの

ので、基礎年金制度の改革は六十五歳ということにしつつ、一方におきまして、現状におきまして支給開始年齢六十歳ということを実際には担保するために、今御指摘のありましたような法体系になったと理解しております。○佐々木(陸)委員 附則を外して本則にする条件は何だったのですか。○武蔵府委員 支給開始年齢の引き上げということになるわけでございますけれども、これは、もしこのまま六十歳支給開始ということでは制度を運用しますならば、高齢化のピーク時にはいわずに保険料負担が相当高い水準になる。したがって、かという問題でございます。一方、受給者側にとりましても、制度が破綻してしましますとこれは成り立たなくなるわけでございます。年金額の安定的な適用というのを考えますと、受給者側もそれなりの負担をしていただくまゝで、支給開始年齢を引き上げることによって負担と給付のバランスを図る必要がある。これは、我が国人口の高齢化、成熟化に伴って不可避な方向であるといふことで、既に五年前から大議論があったわけでございます。ただ、支給開始年齢につきましては、国民のコンセンサスを得るには至らずに今回に至った、こういうことでございします。

もともとこのことが、雇用の問題が問題になったのはもう九年前の八五年の改正のときから問題になっていくわけですが、そのときから何もやられてきてないし、今も所要の期間を準備してだんだんにやっていきますというふうな中途半端なことしかないんですけれども、しかし、それはそういうふうな中途半端なんだけれども、結局年金の改革は今度やるんだということになりますと、前から予告されていることなから、結局、公務員の皆さん、自分で六十歳になってからの身の振り方は考えなさいということにしかありません。それ以上の何かがあるんでしょいか。

支給開始年齢は平成十三年から一歳ずつ順次引き上げていくということになっておるわけでございますけれども、それまでの間にこの六十歳代前半の雇用というものについていろいろな配慮が必要であらうかと思ひます。御承知のように、雇用保険におきましては、雇用継続給付といったような制度の創設等、いろいろな施策をあれぞ講ずることによりまして支給開始年齢の引き上げをスムーズに行いたい、こういうことでございします。

○佐々木(陸)委員 要するに、公務員は六十歳が定年ですから、今はそういう定年ですから、そしてそれはまだ変えられてはいないわけですから、年金がまともにもらえるのは六十五歳だけれども六十歳からは仕事がなくならないといふことはもうはっきりしているわけで、このブランクをどうするかという問題は大きな問題、最大の問題なんです。この六月の本会議での政府の答弁では、公務部門におきまして高齢者雇用は、共済年金制度との連携を図りながら、所要の準備期間を経まして段階的に進めることとしておりますといふようなことしか言っていないし、きょうの説明の中でも、行政改革の要請にも十分配慮しつつ、定年後の公務員の雇用問題に取り組むこととしておりますと言っているだけで、もっとも具体的なことはない。

もともとこのことが、雇用の問題が問題になったのはもう九年前の八五年の改正のときから問題になっていくわけですが、そのときから何もやられてきてないし、今も所要の期間を準備してだんだんにやっていきますというふうな中途半端なことしかないんですけれども、しかし、それはそういうふうな中途半端なんだけれども、結局年金の改革は今度やるんだということになりますと、前から予告されていることなから、結局、公務員の皆さん、自分で六十歳になってからの身の振り方は考えなさいということにしかありません。それ以上の何かがあるんでしょいか。

もともとこのことが、雇用の問題が問題になったのはもう九年前の八五年の改正のときから問題になっていくわけですが、そのときから何もやられてきてないし、今も所要の期間を準備してだんだんにやっていきますというふうな中途半端なことしかないんですけれども、しかし、それはそういうふうな中途半端なんだけれども、結局年金の改革は今度やるんだということになりますと、前から予告されていることなから、結局、公務員の皆さん、自分で六十歳になってからの身の振り方は考えなさいということにしかありません。それ以上の何かがあるんでしょいか。

○武蔵政府委員 年金の支給開始年齢の引き上げとそれに伴います六十歳代前半の雇用政策というのは、これは一体不可分のものだろうというふう

に認識しております。
雇用保険におきまして、先ほど申し上げたような対応をいろいろ検討、あるいはこの法律改正に至っておりますものもあるわけでございますけれども、御指摘の公務部門におきまして高齢者雇用ということになりまして、民間における高齢者雇用施策というもののバランスということも一つあるわけでございまして、雇用と年金の連携、同時に行財政改革というのが現下の要請でもございまして、これにも十分に配慮された形でなければならぬと思ひますが、六十歳代前半における雇用に積極的に取り組む必要があるというふう

に考えておるところでございまして、去る三月二十五日にその旨が閣議決定されておるわけでござい

ます。閣議決定の中におきましても、「国家公務員の高齢期（六十歳台前半）における雇用に積極的に取り組むものとする。」ということになっておるわけでございます。
これを今後どのように具体化していくかということにつきましては、この閣議決定に基づきまして、その具体化を検討するために公務部門における高齢者雇用問題検討委員会というのが総務庁に設置されておまして、既に検討が開始されているところでございます。今後、この委員会におきまして、さらに具体的な検討が進められることになるといふふうに承知しております。
○佐々木(陸)委員 同じくこういう年金の支給開始年齢先送りの問題が問題になった八九年十月十二日の衆議院予算委員会、村山富市議員も、仮に年金支給が六十五歳になって、六十歳で定年でやめられた、この五年間は何で暮らすのかという質問をされているわけですが、今その村山首相の

もとでこれを成立させてほしいということを言われているわけですが、それに対する回答は、公務員に關していえば、これから委員会をつくって検討をしていきますという程度の回答しかない。これでは公務員の皆さんの期待に本當にこたえることはできないということをはっきり申し上げておきたいと思ひます。私は、本委員会でもっと、基礎年金の国庫負担率の問題とかいったものも大いに論議を深めていく必要があるし、また、公務員のさまざまな職種の人々にも、自分たちの将来についてどう考えているか、これをどうしていったらいいのかというようなことももっと聞く機会を設けて、本委員会でももっと審議を進めていくべきであるということ最後に申し上げまして、時間になりましたから質問を終わります。
○宮地委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「二十五分の一」を「二十分の一」に改め、「金額」の下に「当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」を加え、同項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満

第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	八〇〇円以上

第七十二条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。
第七十八条第二項中「十九万二千元を二十万四千四百円」に、「六万四千円を七万四千八百円」に改める。
第八十二条第一項後段中「四十九万九千五百円を五十八万五千円」に改め、同条第三項第

一号中「三百五十七万円」を「四百四十八万円」に改め、同項第二号中「二百一十萬五千円」を「二百五十六萬二千円」に改め、同項第三号中「百九十九萬五千円」を「二百三十一萬八千円」に改める。

第八十三条第三項中「十九萬二千円」を「二十萬四千四百円」に改める。

第八十七条の三中「死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至った」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。

ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第八十七条の六第一号中「受給権者」の下に「（最後に障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）」を加え、同条第二号中「受給権者」の下に「（最後に障害状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない

者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）」を加える。

第八十七条の七後段中「四十九萬九千五百円」を「五十八萬五千円」に改める。

第八十九条第三項中「八十九萬二千五百円」を「百三十七萬七千円」に改める。

第九十条中「四十九萬九千五百円」を「五十八萬五千円」に改める。

第九十一条の八第一項中「組合員又は」を「適用法人の組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは」に、「又は財産」を「若しくは財産」に、「は、適用法人の組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に対して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 適用法人の組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例に

よつてこれを処分することができる。この場合においては、適用法人の組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第九十二条及び第九十三条中「十萬円」を「二十萬円」に改める。

附則第十二条の四第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第十三条第一項の表附則第十二条の四第一項第一号の項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第十三条の九を次のように改める。

（平均標準報酬月額額の改定）
第十三条の九 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合においては、第七十七条第一項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が附則第十三条の九の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

昭和六十二年三月以前	
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四
平成五年四月以後	一・〇一
	〇・九九

附則第十四条の三第四項中「前条第四項及び第五項」を「前条第八項及び第九項」に改める。

第二条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「未満」を「に達する日以後

の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。
第六條第一項第六号中「及び掛金」を「並びに掛金及び特別掛金」に改める。

第二十四条第一項第七号中「割合」の下に「及び期末手当等と特別掛金との割合」を加える。
第七十四条の二を第七十四条の五とし、第七十四条の次に次の三条を加える。

第七十四条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金（同条第三項又は第五項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。）の受給権者（配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金（それぞれ配偶者に対するものに限る。）を受ける権利を有するものに限る。）は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。）の二分の一（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金にあっては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した金額。次項において同じ。）に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金について、第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその一部の支給の停

止の解除を申請した者は、遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の額(前条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。)の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。

(年金の支払の調整)

第七十四条の三 この法律による年金である給付(以下この項において「乙年金」という。)の受給権者がこの法律による他の年金である給付(以下この項において「甲年金」という。)を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内私とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第七十四条の四 この法律による年金である給

付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日が属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべきこの法律による年金である給付があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第七十六條第二項を次のように改める。

前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

と。

と。

第七十八條第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。))の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子」を「又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。))の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。」に改め、同条第四項第八号中「が、十八歳に達したを」について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したに改め、同項第九号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第七十九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及

び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

— その者の標準報酬の月額と当該退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額及び前案第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合　その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

口 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除

して得た金額を加えた金額
ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額
ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、そ

二 基本月額が二十万円を超え、かつ、そ

の者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

2 前項の規定にかかわらず、障害共済金

受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行われない。

— その者の標準報酬の月額と当該障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

口 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万

円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

第九十三条の二第二項第一号中「が、十八歳に達した」とについて、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したに改め、同項第二号中「未満の」とに達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるに改める。

第九十九条第一項第二号中「掛金」の下に「特別掛金」を加え、同条第二項中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同項第二号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加え、同条第五項中「及び国」を「並びに国」に改める。

第百条の次に次の一条を加える。

(育児休業期間中の掛金の特例)

第百条の二 育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項その他政令で定める法令の規定により育児休業をしている組合員(第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く)が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百一条の次に次の一条を加える。

(特別掛金)

第百一条の二 特別掛金は、組合員が期末手当

等(一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤続手当その他政令で定める給与(報酬に該当しない給与に限る。))及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの(報酬に該当しない給与に限る。))とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。以下同じ。を受ける月につき、徴収するものとする。

2 特別掛金は、組合員が受ける期末手当等の額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を標準として算定するものとし、その期末手当等と特別掛金との割合は、連合会の定款で定める。

3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合においては、同条第一項中毎月、報酬その他の給与を支給する際」とあるのは「次条第一項に規定する期末手当等を支給する際」と、(組合員の給与とあるのは「組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。

第百三条第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百十一條の七第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加え、同条第四項本文中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加え、同項ただし書中「又は負担金」を「若しくは特別掛金若しくは負担金」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百十一條の八第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百十一條の九及び第百十一條の十中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第百十二條第二項中「又はこの法律」を「若しくは特別掛金若しくはこの法律」に改める。

第百十五條第二項中「及び掛金」を「並びに掛金及び特別掛金」に改める。

第百二十四条の二第一項及び第百二十五条中「及び国」を「並びに国」に改める。

附則第三条の二第二項中「第百二条第四項を「第百一条の二第二項中連合会」とあるのは連合会又は適用法人の組合」と、第百二条第四項に改める。

附則第十二条第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第百条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

附則第十二条の三及び第十二条の四を次のように改める。

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第十二条の四 前条の規定による退職共済年金に係る第八十条の規定の適用については、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。))と、他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十四条の二の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

3 第七十八條の規定は、次条第一項から第四項まで、附則第十二条の四の三、第十二条の七の二、第十二条の七の三及び第十二条の七の五の規定によりその額が算定される場合を除き、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

附則第十二条の四の次に次の三条を加える。

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定に

よる退職共済年金(第七十七條の規定によりその額が算定されている者に限る。))の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この項、第五項及び附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。)にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。))にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるときは、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十五円に組合員期間の月数(当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月)を乗じて得た金額

二 平均標準報酬月額(千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額)

3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額(千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額)

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額(千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額)

4 第一項の請求があつた退職共済年金に係る第七十四條、第七十八條及び第七十九條の規定の適用については、第七十四條第二項中

「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二條の四の二第三項」と、第七十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十二條の四の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、前条のとあるのは「附則第十二條の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二條の四の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と、第七十九條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額」とあるのは「附則第十二條の四の二第二項に掲げる金額並びに附則第十二條の四の二第二項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額」とする。

5 前各項の規定によりその額が算定されている附則第十二條の三の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十七條第一項又は第二項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合には、この限りでない。

第十二條の四の三 附則第十二條の三の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とす

る。

2 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四條、第七十八條及び第七十九條の規定の適用については、第七十四條第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二條の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第三項」と、第七十八條第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二條の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額」とあるのは「附則第十二條の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに附則第十二條の四の三第二項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額」とする。

3 組合員である附則第十二條の三の規定による退職共済年金（第七十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十五年以上である者に限る。）が退職したときは、第七十七條第四項の規定によりその額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

4 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四條、第七十八條及び第七十九條の規定の適用については、第七十四條第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二條の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第三項」と、第七十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二條の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第十二條の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」とあるのは「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、第七十九條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額」とあるのは「附則第十二條の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに附則第十二條の四の三第四項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額」とする。

第十二條の四の四 附則第十二條の四の二第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

附則第十二條の六 次のように改める。

第十二條の六 附則第十二條の三の規定による

退職共済年金（附則第十二條の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十二條の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二條の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第二項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2 附則第十二條の三の規定による退職共済年金（附則第十二條の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十二條の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二條の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第二項の請求があつた当時」と、第七十九條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額」とあるのは「附則第十二條の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二條の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに附則第十二條の四の三第二項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額」とする。

退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の三第三項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時から引き続き」とする。

附則第十二条の七第一項中「附則第十二条の三第一項を附則第十二条の三に、同条第一項を同条第一号に改め、同条第二項中「附則第十二条の三第一項を附則第十二条の三に、同条第一項を同条第一号に改め、同条の次に次の五条を加える。

(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例)

第十二条の七の二 附則第十二条の三の規定に

よる退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるとき、又は同月二日以後に生まれた者で前条第二項の規定の適用を受けるものであるときは、第七十七條第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四條及び第七十八條の規定の適用については、第七十四條第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項」とする。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四條及び第七十八條の規定の適用については、第七十四條第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項」とあるの例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項と、第七十八條第一項中「前条の二」とあるのは「附則第十二条の七の二第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の二」と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

4 附則第十二条の三の規定による退職共済年金

二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項と、第七十八條第一項中「前条の二」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の二」と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者(附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。)が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十七條第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

金(第七十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者(附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。))に限る。が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四條及び第七十八條の規定の適用については、第七十四條第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項と、第七十八條第一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金

金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時)」と、「前条の二」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の二」と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十二条の七の四 附則第十二条の三の規定に

金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時)」と、「前条の二」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の二」と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者(附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。)が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十七條第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

金(第七十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者(附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。))に限る。が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

7 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者(第二項の表の上欄に掲げる者に限る。が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなった場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

8 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定(これらの規定中第七十九條第二項の規定を除く)を適用する部分に限る。は、適用しない。

よる退職共済年金(その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。)は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月一日以後に生まれた者であるものであること。
二 その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているもの(前条第八項に該当する者に係るものに限る。))については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十九条第二項中「前条第一項に規定する加給年金額」とあるのは、「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分並びに前条第一項に規定する加給年金額」とする。

第十二条の七の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(第七十七条の規定により

その額が算定されているものに限る。)の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)を加算した金額とする。

2 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二、第十二条の四の三第三項及び第四項並びに第十二条の七の三第四項及び第五項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

4 繰上げ調整額(その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)の算定の基礎となる組合員期間の月数が当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額とするとする。

る。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数(当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月)から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額)とあるのは(附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額(附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。))と、前条の五第一項、第四項及び第五項の二、同条の規定とあるのは(これらの規定)と、加算した金額とあるのは(加算した金額)と、加算した金額とする」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至ったときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

第十二条の七の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の七の二第二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り、その受給権者があつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」(当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時)と、その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時」から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の七の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額)とあるのは(附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額(附則第十二条の七

の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）、その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受け権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。

附則第十二条の八第三項中「附則第十二条の四第一項又は第二項の規定を」を「附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例」に改め、同条第四項中「附則第十二条の四第二項を附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の四第四項」を削り、「及び附則第十二条の六」を、「第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項」に、「附則第十二条の六中」を「同条第一項中」に改め、同条第七項中「附則第十二条の四第一項第二号」を「同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

10 第七十四条の二の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による退職共済年金については、適用しない。

附則第十二条の八の次に次の二条を加える。

（退職共済年金と基本手当等の調整）

第十二条の八の二 附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を

停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法第二十二條の二第一項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に同法第二十二條の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分）の基本手当の支給を受け終わったとき（同法第二十八條第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき）。

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、大蔵省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の退職共済年金について、第七十九條第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端

数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月について、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 前三項の規定は、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金の受給権者（船員保険法第三十三條ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができない者に限る。）が同法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

5 雇用保険法第十四條第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五條第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金（退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。）の支給を停止する。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替へるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三條ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十二条の八の三 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九條第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替へて適用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に十分の二十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に二十五分の十を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用

附則第十二条の七の 五第四項及び第五項	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月とする。	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。
附則第十二条の七の 五第六項	同条第一項	附則第十三条第一項において読み替へられた第七十八条第一項
附則第十二条の七の 六第一項	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額） 当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）） 算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの
附則第十二条の七の 六第二項	第七十八条第一項 当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時） 当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時） 加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	附則第十三条第一項において読み替へられた第七十八条第一項 当時 加算されたもの
附則第十三条の三第七項中「前項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。	第七十八条第一項 当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額） 当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。））	附則第十三条第一項において読み替へられた第七十八条第一項 当時
7 第百条の二の規定は、特例継続組合員について、適用しない。	附則第十三条の九の次に次の一条を加える。	
附則第十三条の九の次に次の一条を加える。	（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）	
	第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合	

員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができ。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。
二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じ、その期間の平均標準報酬月額に次の表に定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、その者の平均標準報酬月額の計算については、前条の規定は、適用しない。

組合員期間	率
六月以上二月未満	〇・五
二月以上八月未満	一・〇
八月以上四月未満	一・五
四月以上三月未満	二・〇
三月以上三月未満	二・五
三月以上	三・〇

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金について第四十九条及び第五十条の規定を適用する場合には、第四十九条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」と読み替へるものとする。

6 脱退一時金は、第四十一条、第四十七条第一項、第六十六条及び第六十八条の規定の適用については、長期給付とみなす。

附則第二十条第二項中「及び負担金」と及び特別掛金並びに負担金に改める。
附則第二十条の二第一項中「並びに第八十九条第一項第一号ロを」と、第八十九条第一項第一号ロに改め、「並びに第二項の下に」並びに附則第十二条の四の二第三項を加える。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三十五年」を「三十七年」に改める。

別表新法附則第十二条の四第一項第一号の項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

第四条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

4 新法第七十四条の三第二項及び第七十四条の四の規定は、前条に規定する給付のうち年金である給付について準用する。

第十條第一項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三に」、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第十一条第一項中「附則第十二条の四第一項及び第二項」を「附則第十二条の四の二第二項及び第三項(新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む)並びに新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項に改め、同項第二号中「附則第十二条の四第二項第一号」を「附則第十二条の四の二第二項第一号(新法附則第十二条の四の三第一項、第十二条の七の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む)に、又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二条の八第三項を若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改め、同条第二項中「附則第十二条の四第一項第一号」を「附則第十二条の四の二第二項第一号」に改める。

二条の四の二第二項第一号に、「又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二条の八第三項」を若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項に改める。
第二十六條第一項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三に」、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき」とあるのは「退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

新法第七十六条第二項 組合員期間等が二十五年以上

特定更新組合員等又は特定監視等

別表中	新法附則第十二条の三第一項第一号	新法附則第十二条の三第二項	新法附則第十二条の四第一項第一号	新法附則第十二条の四第二項	新法附則第十二条の六
	組合員期間等が二十五年以上である者	組合員期間等が二十五年以上である者	組合員期間等が二十五年以上である者	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る)
	特定更新組合員等又は特定監視等	特定更新組合員等又は特定監視等	特定更新組合員等又は特定監視等	第七十七條第二項第一号	退職共済年金

に改め

定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。

新法附則第十二条の七第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

新法附則第十二条の七 の第三項	第七十八條第一項	當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）		施行法別表において読み替えられた第七十八條第一項
新法附則第十二条の七 の五第一項	組合員期間	当該月数が二百四十十月未満であるときは、二百四十十月とする。		
新法附則第十二条の七 の五第四項及び第五項	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十十月未満であるときは二百四十十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。		
新法附則第十二条の七 の五第六項	同条第一項	施行法別表において読み替えられた同条第一項		
新法附則第十二条の七 の六第一項	當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額を調整額を除く。）		
新法附則第十二条の七 の六第二項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの		
新法附則第十二条の七 の六第三項	第七十八條第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八條第一項		
新法附則第十二条の七 の六第四項	當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）	當時		
新法附則第十二条の七 の六第五項	加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	加算されたもの		
新法附則第十二条の七 の六第六項	第七十八條第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八條第一項		

当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額)	当時
附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額(附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。)	当時

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第七号中「作成する」の下に「年平均」を加える。

附則第十六条第一項第一号中「千三百八十八円を千六百二十五円」に、「四百二十円を四百四十四円」に改め、同条第二項中「千三百八十八円を千六百二十五円」に改め、同条第三項中「千三百八十八円を千六百二十五円」に、「千三百八十八円を千六百二十五円」に改め、同条第四項中「千六百三十三円を千四百七十七円」に改め、同条第五項中「千三百八十八円を千六百二十五円」に、「千六百三十三円を千四百七十七円」に改める。

附則第十七条第二項第一号中「昭和十四年四月一日」を「昭和九年四月一日」に、「二万八千二百円」を「三万三千百円」に改め、同項第二号中「五万六千四百円」を「六万六千二百円」に改め、同項第三号中「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に改め、同項第四号中「十一万二千八百円」を「十三万二千五百円」に改め、同項第五号中「十四万四千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第十九条第二項中「四百二十円」を「四百四十四円」に改める。

3 前項の規定により新共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について新共済法第八十七条の六の規定を適用する場合にお

いては、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この条」と、「障害共済年金」とあるのは同法の規定による障害年金(他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。とする。

附則第三十五条第一項ただし書中「新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七条第一項に規定する政令で定める率」及び「当該政令で定める率」を「一・二二」に改め、同項第一号中「六十二万四千七百六十円」を「三万六千五百六十四円」に改める。

一 七十三万二千二百八十円

附則第四十二条第一項第一号中「六十二万四千七百六十円」を「七十三万二千二百八十円」に、「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同条第二項第一号中「六十二万四千七百六十円」を「七十三万二千二百八十円」に改める。

附則第四十三条の見出し中「改定」を「改定等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 障害年金を受ける権利は、障害年金の受給

権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

附則第四十六条第一項第一号中「六十二万四千七百六十円」を「七十三万二千二百八十円」に改め、同条第五項中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「二十二万四千円」を「二十六万八千円」に改める。

附則第五十条第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

附則第五十一条第一項中「六十二万四千七百六十円」を「七十三万二千二百八十円」に改め、同条第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十二、二条及び附則第三十六条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項ただし書中「一・二二」とあるのは、「一・二〇四五四六」と、同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千六百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八百四十円」と、附則第四十条第一項第一号、第四十二、二条第二項第一号及び第四十六、六条第一項第一号中「七十三万

千二百八十円」とあるのは「七十二万六千六百円」とする。

附則第五十七条第一項中「新共済法附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七条第一項に規定する政令で定める率」を「一・二二」に、「その金額」を「当該百分の七十に相当する金額」に改める。

第六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出し中「支給期月」を「支給期月等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 新共済法第七十四条の三及び第七十四条の四の規定は、旧共済法による年金について準用する。

附則第十一条第五項中「第七十四条」の下に「新共済法第七十四条の二」を加える。

附則第十四条第一項中「並びに第十二条の八第一項」を、「第十二条の八第一項に改め、「第九項」の下に並びに第十三条の十第一項を加え、同条第二項から第四項までの規定中「及び附則第十二条の三」を、「附則第十二条の三及び第十三条の十第一項」に改める。

附則第十五条第一項中、「第八十九条第一項第二号並びに附則第十二条の四第一項」を「並びに第八十九条第一項第二号並びに新共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項(新共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。)」に改め、同条第三項中「附則第十二条の四第一項」を「新共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の二」に改め、「新共済法第七十七条第一項」の

下に並びに新共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二条の四の二第二項を加え、「同条第二項」を「新共済法第七十七條第二項並びに新共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二条の四の二第三項」に改め、「新共済法附則第十二条の四の二第二項」中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」とを削る。

附則第十六条第二項中「附則第十二条の四の二第一項第一号」を「附則第十二条の四の二第二項第一号（新共済法附則第十二条の四の二第三項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「附則第十二条の四の二第一項第一号」を「附則第十二条の四の二第二項第一号」に改め、同条第五項中「附則第十二条の四の二第一項第一号」を「附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二条の四の二第二項第一号」に改める。

附則第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第十二条の四の二第一項第一号の規定及び」を「附則第十二条の四の二第二項第一号（新共済法附則第十二条の四の二第三項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十二条の七の五の規定並びに」に、「附則第十二条の四の二第二項第一号の規定並びに」を「附則第十二条の四の二第二項第一号並びに第十二条の七の五の第一項、第四項及び第五項の規定並びに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となっている組

合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が五百四十月以上であるときは、新共済法附則第十二条の四の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間が四十五年以上である者であるものとみなす。

附則第二十一条第一項中、第七十八條及び附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新共済法附則第十二条の四の二第三項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に改め、同条の次に次の一項を加える。

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一条の二 新共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（当該退職共済年金に係る新共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る新共済法附則第十二条の四の二並びに第十二条の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、新共済法附則第十二条の四の二（当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額）とあるのは、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額とする。

（昭和六十一年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額（附則第十二条の七の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、新共済法附則第十二条の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則

第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額」とする。

附則第三十六條第一項を次のように改める。

退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各号に定める金額に新共済法第七十八條の規定及び附則第十七條の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の標準報酬の月額と当該退職年金の額のうちの算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第十二条の四の二第二項並びに新共済法附則第十二条の規定並びに附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合

在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合

在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円

円以下である場合 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

附則第三十六條第二項中「及び附則第十二条の四」を、「附則第十二条の四の二第二項及び第三項」に改める。

附則第四十四條第一項を次のように改める。

障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金が旧共済法の障害等級の二級又は二級に該当するときは、当該金額に新共済法第八十三條の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の標準報酬の月額と当該障害年金の額のうちの算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第八十二條第一項第一号及び新共済法第八十二條の規定並びに附則第九條の規定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」とい

う。を十二で除して得た金額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超え、かつ、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

附則第四十六條第一項各号列記以外の部分中「この条の下に「及び次条」を加え、同条第二項中「旧共済法」の下に「第二條第三項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧共済法第二條第三項中「十八歳未満で」とあるのは、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替へるものとする。

附則第四十六條の次に次の一条を加える。

(遺族年金の失権)

第四十六條の二 旧共済法第九十一條の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、同条第五号中「十八歳に達した」とあるのは、「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替へるものとする。

附則第五十一條第三項中「及び附則第十二條の四」を、「附則第十二條の四の二第二項及び第三項」に、「並びに附則第十二條の四第一項及び第三項」を、「及び附則第十二條の四の二第二項」に改める。

第七條 國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成元年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第五項中「平成二年四月一日前に退職した者に係る日本たばこ産業共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金で昭和六十年改正法附則第三十六條第二項の規定により改定されたものを」と前項に規定する年金に、「改正後の昭和六十年改正法」を「昭和六十年改正法」に、「附則第十二條の四第二項」を「附則第十二條の四の二第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「附則第五十一條第二項」を「附則第五十一條第三項」に改め、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 平成二年四月一日前に退職した者に係る日本たばこ産業共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金で昭和六十年改正法附則第三十六條第二項の規定により改定されたものについて法による平均標準報酬月額を計算する場合においては、第二項の規定の例による。

附則第八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金で日本たばこ産業共済組合(法第八十一條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)が支給するものを」と前項に規定する年金に、「改正後の法」を「法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金で日本たばこ産業共済組合(法第八十一條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)が支給する日本たばこ産業共済組合(法第八十一條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)が支給するものについて法による平均標準報酬月額を計算する場合においては、法第七十七條第一項中「(以下同じ)」とあるのは「次項、第八十二條第一項第一号及び第二項、第八十七條の四、第八十九條第一項第一号及び第二号並びに第二項、第九十三條の三並びに附則第十二條の四の二第三項を除き、以下同じ」と、同条第二項第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額(その月が昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得た額とし、その月が同年四月から昭和六十三年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。))を平均した額をいう。次号、第八十二條第一項第二号及び第二項、第八十七條の四、第八十九條第一項第一号及び第二号並びに第二号口及び第二号ロ並びに

に第二項、第九十三條の三並びに附則第十二條の四の二第三項において同じ。とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條の規定(次号及び第三号に掲げる規定を除く。)、第四條の規定、第六條の規定及び第七條中國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條第五項の改正規定(附則第十二條の四第二項を「附則第十二條の四の二第三項」に改める部分に限る。))並びに附則第四條、第六條第四項、第七條、第十一條及び第十四條の規定、平成七年四月一日

二 第二條中國家公務員等共済組合法附則第十二條の八の次に二條を加える改正規定(同法附則第十二條の八の二に係る部分に限る。))及び附則第九條第一項の規定、平成八年四月一日

三 第二條中國家公務員等共済組合法附則第十二條の八の次に二條を加える改正規定(同法附則第十二條の八の三に係る部分に限る。))及び附則第九條第二項の規定、平成九年四月一日

(標準報酬に関する経過措置)
第二條 平成六年十月一日前に國家公務員等共済組合の組合員(以下「組合員」という。)の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者(國家公務員等共済組合法(以下「法」という。))第百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二條第三項に規定する特別退職組合員及び法附則第十三條の三第四項に規定する特別継続組合員を除く。))のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二條第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の同条第一項に規定する標準報酬の月額が八万六千円以下であるも

の又は五十三万円であるもの(当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が五十四万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員等共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成六年十月から平成七年九月までの各月の標準報酬とする。

(短期給付の額に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合の法第六十六条、第六十七条又は第六十八条に規定する標準報酬の日額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合のこれらの規定に規定する標準報酬の日額については、なお従前の例による。

(改正前の退職共済年金の取扱い)

第四条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。次項及び附則第七条において同じ。)の際に第二条の規定による改正前の法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法(以下「改正共済法」という。)第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際に第二条の規定による改正前の法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成六年九月分以前の月分の法による年

金である給付の額及び旧共済法による年金(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)以下「昭和六十年改正法」という。)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。)の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第六条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四第一項第一号の規定並びに第一条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

2 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法(以下「改正後の昭和六十年改正法」という。)附則第十六条第一項第一号及び第十九条第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同月二日以後に生まれた者(施行日に六十歳以上である者等に該当する者

を除く。))にあつては四百三十二月)」とする。

3 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第一条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十七年」とあるのは、「三十七年(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては三十五年、同月二日以後に生まれた者(同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。))にあつては三十六年)」とする。

4 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する改正共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定並びに改正共済法附則第十三条第一項及び第四条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金及び障害年金(昭和六十一年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を受ける権利を有する者(法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権

利を有する者にあつては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、改正共済法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二条の規定による改正前の法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六十条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

第八条 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く。)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日(同日において障害状態になつたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 平成六年十月一日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該旧共済法による障害年金を受け権利を有する者を除く。)が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、同日において障害状態にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に

いて、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、平成六年十月一日(同日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、法第八十一条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十一条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

(雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置)

第九條 改正共済法附則第十二条の八の二の規定は、改正共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成八年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

2 改正共済法附則第十二条の八の三の規定は、改正共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

(日本鉄道共済組合が支給する平成十一年九月分までの年金である給付に係る平均標準報酬月額等の改定率に関する経過措置)

第十條 第一條の規定による改正後の法附則第十三条の九の規定は、平成六年十月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。)が支給する法による年金である給付については、適用しない。

2 前項の場合において、平成六年十月分から平成七年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十年の物価指数(第七十二条の二第一項

に規定する物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十年十二月以前の組合員期間を有しない者については、その者の各月の標準報酬の月額に、その者が最初に組合員の資格を取得した日の属する年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額)とする。

3 第一項の場合において、平成七年四月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額(その月が昭和六十二年三月以前の期間に属するとき、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得た額とし、同年四月から昭和六十二年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。にそれぞれ昭和六十二年の物価指数(第七十二条の二第一項に規定する物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十二年十二月以前の組合員期間を有しない者については、その者の各月の標準報酬の月額に、その者が最初に組合員の資格を取得した日の属する年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額)とする。

4 平成六年十月分から平成七年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五条第一

項の規定及び改正後の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「一・二二」とあるのは、「昭和六十年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率」とする。

5 平成七年四月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する前項に規定する規定の適用については、これらの規定中「一・二二」とあるのは、「一・〇五に昭和六十二年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た率」とする。

(脱退一時金に関する経過措置)

第十一條 改正共済法附則第十三条の十の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者(同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)がある者(同年四月一日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)について改正共済法附則第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この

法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第八号中「掛金」の下に「(特別掛金を含む。)」を加える。

理由

人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国家公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて国家公務員等共済年金制度の長期的安定を図るため、国家公務員等共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。